

# 第 6 期 芳 賀 町 障 が い 者 福 祉 計 画

障害者計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月  
芳 賀 町



## 目次

<b>1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画策定の背景と施策の動向 .....	2
3. 本町の動向 .....	5
4. 計画の位置付けと期間 .....	6
5. 計画の期間 .....	7
6. 計画策定の体制 .....	7
7. 町民意見・ニーズの把握と反映 .....	8
8. 計画の対象者 .....	8
<b>第2章 障がい者を取り巻く現況と課題</b> .....	<b>9</b>
1. 身体障害者手帳所持者 .....	9
2. 療育手帳所持者 .....	11
3. 精神障害者保健福祉手帳者 .....	12
4. 障害福祉サービスの利用状況 .....	13
<b>第3章 アンケート調査結果の概要</b> .....	<b>16</b>
1. 調査の目的 .....	16
2. 調査結果概要 .....	16
3. 調査結果の抜粋 .....	17
4. アンケート調査から見る現状と課題 .....	22
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>24</b>
1. 計画の基本理念 .....	24
2. 計画策定の視点 .....	24
<b>第5章 障がい者計画</b> .....	<b>27</b>
1. 安心して暮らすために .....	27
2. 健やかに暮らすために .....	36
3. 支え合い・安全に暮らすために .....	40
4. いきいきと楽しく暮らすために .....	48
<b>第6章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策</b> .....	<b>51</b>
1. 計画の具体的な目標 .....	51
2. 障害福祉サービス等の体系 .....	58
3. 障害者自立支援給付事業 .....	59
4. 地域生活支援事業 .....	71
5. 障害児通所支援等 .....	79
<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	<b>85</b>
1. 計画推進の評価・見直し .....	85
2. 計画の推進体制の確保 .....	87
<b>〈資料〉</b> .....	<b>89</b>
1. 芳賀町障害者計画等審議会規則 .....	90
2. 芳賀町障害者計画等審議会委員名簿 .....	91
3. 芳賀町障がい者福祉計画策定経緯 .....	92

《備考》

○「障害」と「障がい」の表記について

- ・法令（条例等例規含む）や省庁告示等に基づくものは「障害」と表記。
- ・機関や組織、団体及び固有名詞等はそのままで表記、それ以外は「障がい」と表記。

# 1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

障がい者計画は、障がい者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで、芳賀町（以下、「本町」という。）においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、障がい者福祉の向上と地域のノーマライゼーション(※)の実現を図るため、町の総合計画として、平成27年度に「第6次芳賀町振興計画」を策定しており、障がい福祉分野における効率的、効果的な情報伝達を重要な課題として捉え、障がい福祉に関する情報発信の手段、表現の方法及び内容などを工夫し、障がいに対する理解を町民全体が深めるような施策の推進を盛り込んでいます。

また、平成26年度に「第4期芳賀町障がい者福祉計画」を策定し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。更に障害福祉サービス等の具体的な実施計画として、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に基づき、平成30年3月には「第5期芳賀町障がい者福祉計画」を策定しました。しかしながら、障害福祉サービスの利用が増加し、障がい福祉が浸透しつつあるという見方ができる一方で、毎年本町において実施している町民満足度調査の結果を見る限り、本町における障がい福祉に対する理解・認識は充分とは言えず、障がい福祉についての啓発と理解の醸成に、更なる改善の余地を残しています。

そこで「第5期芳賀町障がい者福祉計画」が令和2年度で終了となることから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、現計画の見直しや現状の分析・評価を行い、総合的かつ計画的に施策を推進するため以下3計画を一体的に策定します。

- 障害者計画
- 第6期障害福祉計画
- 第2期障害児福祉計画

※「ノーマライゼーション」とは

障がい者、障がい児が健常者と尊重しあいながら共生し、社会福祉環境の整備や実現をめざすという考え方です。大きく以下の実現を目指します。

- 個人として尊重され、健常者と共生する社会の実現
- 社会参加の機会の確保、誰と生活するかを選択機会の確保
- 社会生活を営むうえで一切の物理的・社会的障壁の除去

（例）段差の除去、点字書籍の用意、エレベータの設置、障がい者・障がい児への偏見をなくす各種の取組み

## 2. 計画策定の背景と施策の動向

### ◆発達障害者支援法

平成16年12月に「発達障害者支援法」が成立し、発達障がい者の早期発見・早期支援や発達障がい者の生活全般の支援が位置づけられました。また、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、発達障がい者がそれらの法律によるサービスの対象であることが明確化されました。

### ◆障害者基本法改正

平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が施行となり、目的を明確化する観点から改正が行われました。また、地域社会における共生、差別の禁止が新たに規定されました。

### ◆障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害し、障がい者の自立及び社会参加にとって大きな問題であることから、その防止を目的に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が平成24年10月に施行されました。

### ◆障害者総合支援法

「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が平成25年4月に施行（一部平成26年4月施行）されました。同法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障がい者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加等、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等の主な改正がされています。

### ◆障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進を目的に、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」が平成25年4月に施行されました。

### ◆障害者雇用促進法改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、雇用分野における障がい者差別の禁止及び精神障がい者の法定雇用率の算定基礎に加えることが盛り込まれました。（法定雇用率の算定基礎の見直し施行については、平成30年4月より施行）

### ◆成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

平成25年6月に「成年後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、同年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人が選挙権及び被選挙権を有することとなりました。

**◆障害者権利条約批准**

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。我が国では、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成26年1月に批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障がい者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50か条からなり、法的な拘束力があります。

**◆難病の患者に対する医療等に関する法律**

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾患数が令和元年7月に333疾患に拡大されました。

**◆障害者差別解消法**

障がいを理由とする差別の解消を推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成25年6月に「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が制定され、平成28年4月から施行されました。

**◆障害者基本計画（第4次）**

国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」の施行等を受け「障害者基本計画（第4次、平成30年度～令和4年度）」を策定しました。障害者基本法第1条の全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するための計画となっています。

**◆障害者総合支援法改正と市町村障害児福祉計画**

「改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」が平成28年6月に公布、一部を除き平成30年4月より施行され、

- ①障がい者の望む地域生活の支援
- ②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- ③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等

の改正が行われます。②に関しては、各自治体において障害児福祉計画の策定が盛り込まれています。

**◆障害者文化芸術活動推進法**

文化芸術を創造し享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月13日に公布、施行されました。

◆視覚障害者等読書環境整備推進法

情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障がい者等が利用しやすい書籍が提供されることを目的とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月28日に公布、施行されました。

●県の動向

こうした国の動きを踏まえ、栃木県では平成26年に「とちぎ障害者プラン21（栃木県障害者計画）、平成30年に「栃木県障害福祉計画（第5期計画）・栃木県障害児福祉計画（第1期計画）」を策定し、障がいの有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し共に支えあう「共生社会」の実現に向け、「共に生きるとちぎをつくるために」、「とちぎで安心して暮らすために」、「とちぎで自分らしく輝くために」の3つを柱とした施策を展開しています。



### 3. 本町の動向

「芳賀町障がい者福祉計画」（以下「本計画」という）は、「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したもので、それぞれの計画の法的根拠は次のとおりとなります。

#### ■ 芳賀町障害者計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」に該当する理念計画であり、本町の障がい者施策の基本的な方向性を総合的に定めています。

障害者基本法では、「健康で快適・自由で自立した生活の実現」と「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」を基本理念として掲げています。

#### ■ 芳賀町障害福祉計画

障害者総合支援法第88条で定める市町村計画で、本計画の実施計画として位置づけられるものであり、障害福祉サービスの提供体制の確保及びその円滑な実施の方策を定めています。

（障害福祉計画には必須項目と任意の項目がありそれぞれ次のとおりです。）

##### ・ 必須記載事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保にかかわる目標
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

##### ・ 任意記載事項

- ① 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ② 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ③ 通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

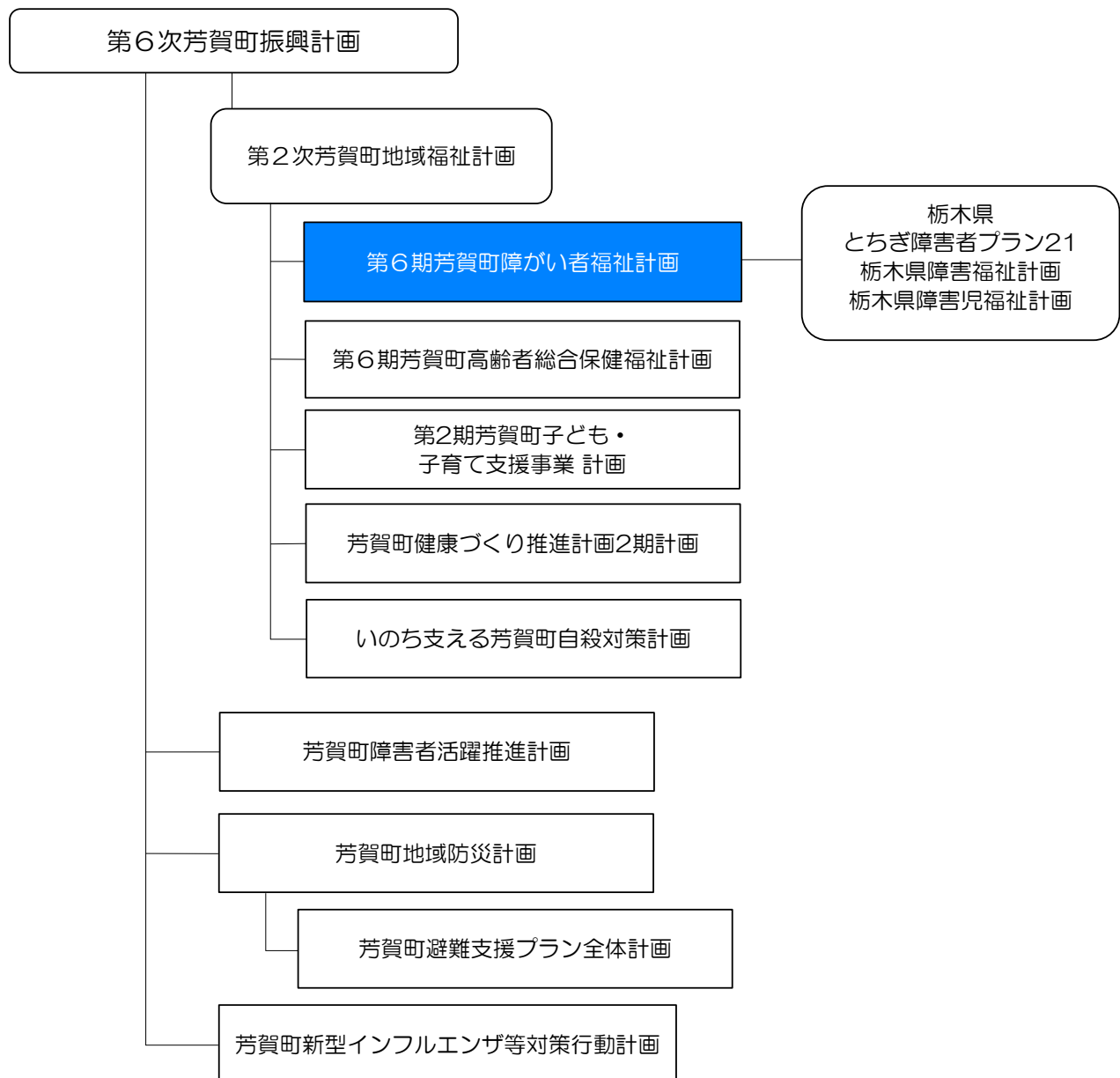
#### ■ 芳賀町障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定されている「市町村障害児福祉計画」で、平成28年6月の児童福祉法の改正により、前回から策定し今回は第2期として本計画に含めます。

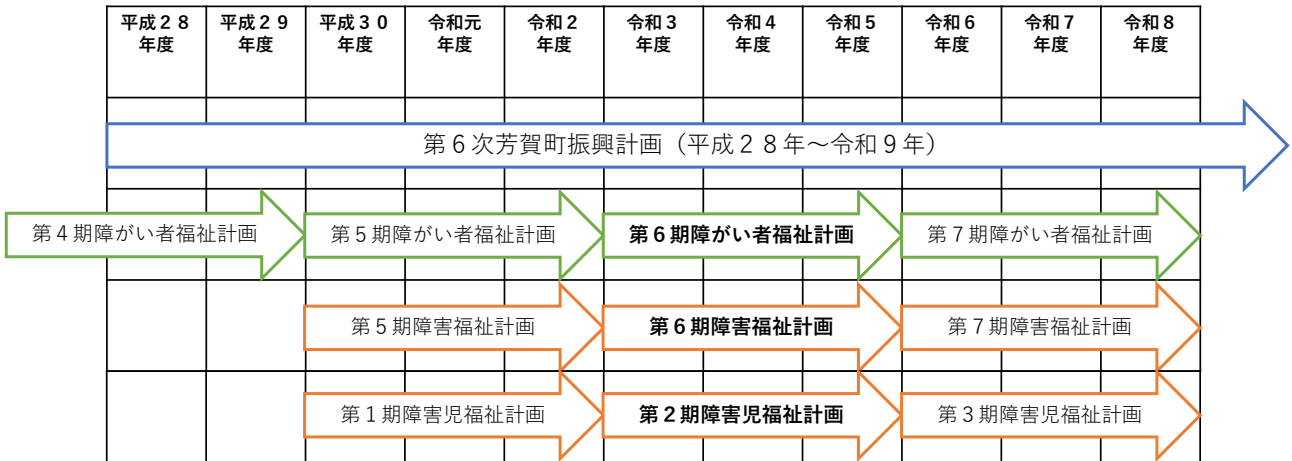
障がい児の通所支援及び相談支援に関する提供体制の確保及び円滑な実施について定めるものです。

#### 4. 計画の位置付けと期間

本計画は、町の最上位計画である「第6次芳賀町振興計画」の個別計画として位置づけ、国及び県が策定した関連計画や、福祉系の上位計画である「第2次芳賀町地域福祉計画」、新型コロナウイルス感染症への対応、災害時対応での「芳賀町地域防災計画」等、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。



## 5. 計画の期間



## 6. 計画策定の体制

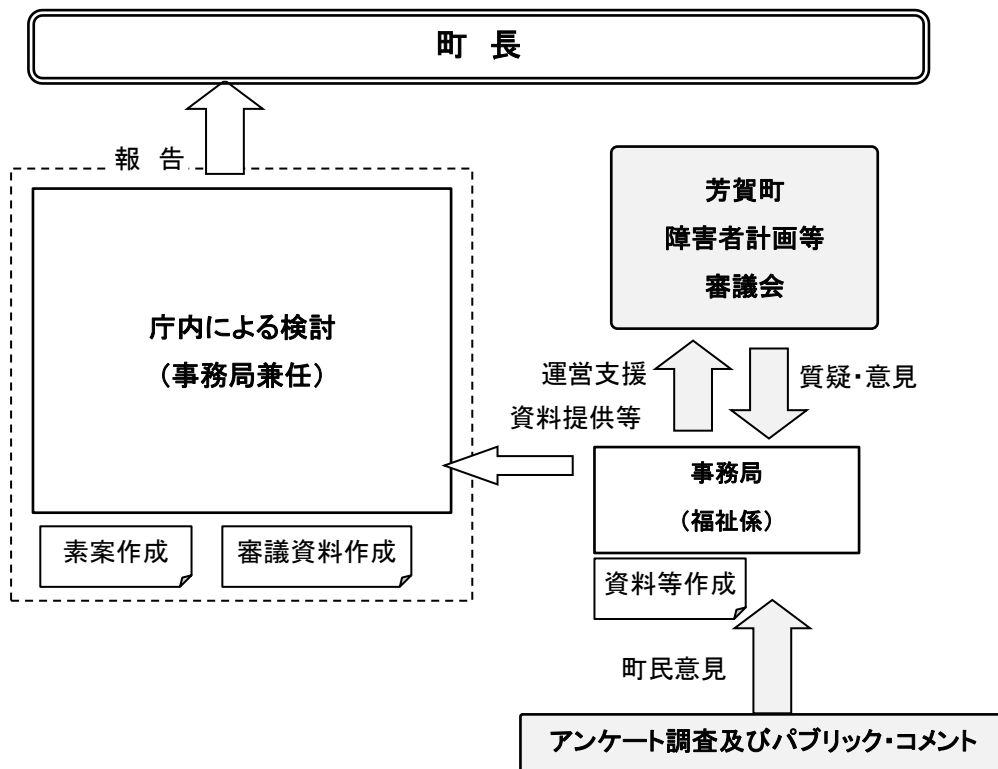
策定にあたっては、次の検討組織において、検討を進めました。

### （1）芳賀町障害者計画等審議会による検討

会議は、町民参加の推進を図る観点から公募委員、町議会議員、関係機関代表等による委員で構成されています。

### （2）庁内組織による検討

策定期間中の事務局は健康福祉課に置き、策定工程の全体調整を行うとともに、庁内における検討組織として、関係各課との障がい者施策の調整、基本理念・目標（案）の設定を行いつつ、第5期計画の事業の実績状況を確認しました。



## 7. 町民意見・ニーズの把握と反映

町民意見については、芳賀町障害者計画等審議会への公募委員の参画、パブリック・コメントを実施し、広く意見や要望等を収集しました。

### (1) 各種調査からの分析

本計画を策定するにあたり、芳賀町で毎年実施している町民満足度調査の調査結果、まちづくり委員会の意見、芳賀郡障害児者相談支援センターに寄せられた意見、芳賀地区自立支援協議会の意見などを基に、本町における現状と課題を分析しました。また、本計画策定のための基礎調査として、障害者手帳所持者 679 名、健常者 300 人に向け実施した「福祉に関するアンケート調査」の結果からも現状分析や課題抽出を行いました。

### (2) パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上とともに、町民の町政への参画を促進することを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

#### 【実施の概要】

募集期間：令和3年2月15日～令和3年3月19日（30日間）

募集方法：窓口持参、郵送、FAX 又は電子メール

公表場所：町役場、生涯学習センター、各公民館、町ホームページ

周知方法：広報・町ホームページ

## 8. 計画の対象者

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がい者（児）です。ただし、具体的な施策・事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令の規定等により異なります。

本計画の主たる対象者は上記のとおりですが、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという理念においては、あらゆる町民の理解と協力が必要であることから、全町民を計画の対象とします。

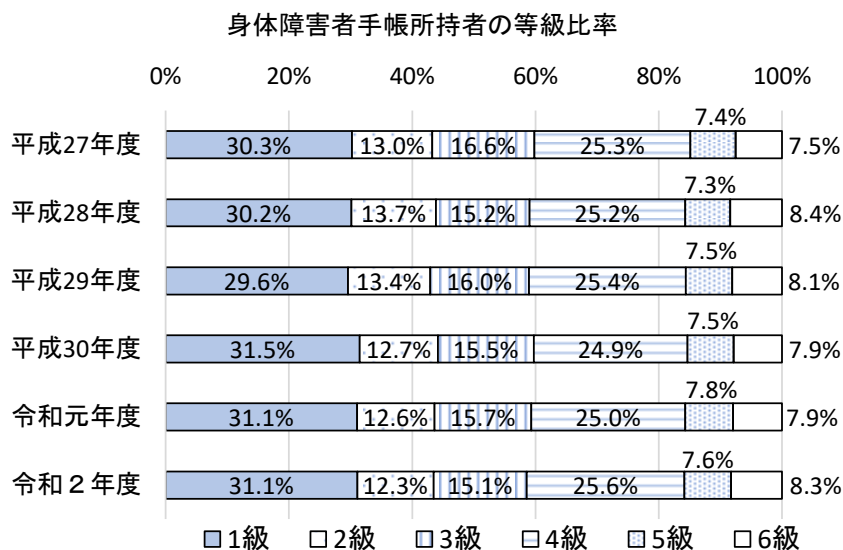
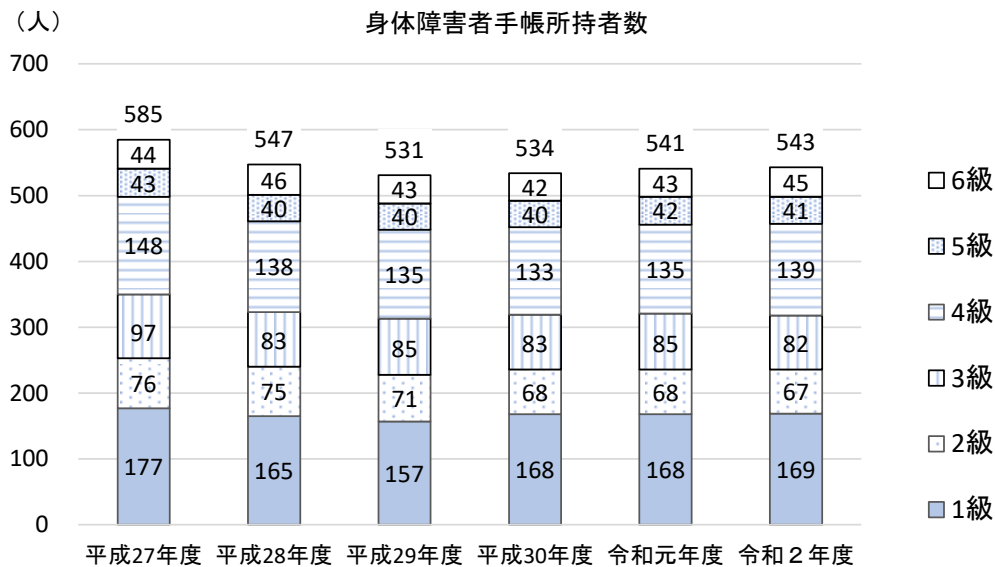
## 第2章 障がい者を取り巻く現況と課題

### 1. 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳とは、「身体障害者福祉法」に定める身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付されるものであり、取得することにより、各種の福祉サービスを受けることができます。障がいの重度に応じて1級から6級まであります。（級が小さくなるにつれて障がいも重いものになっていきます。）

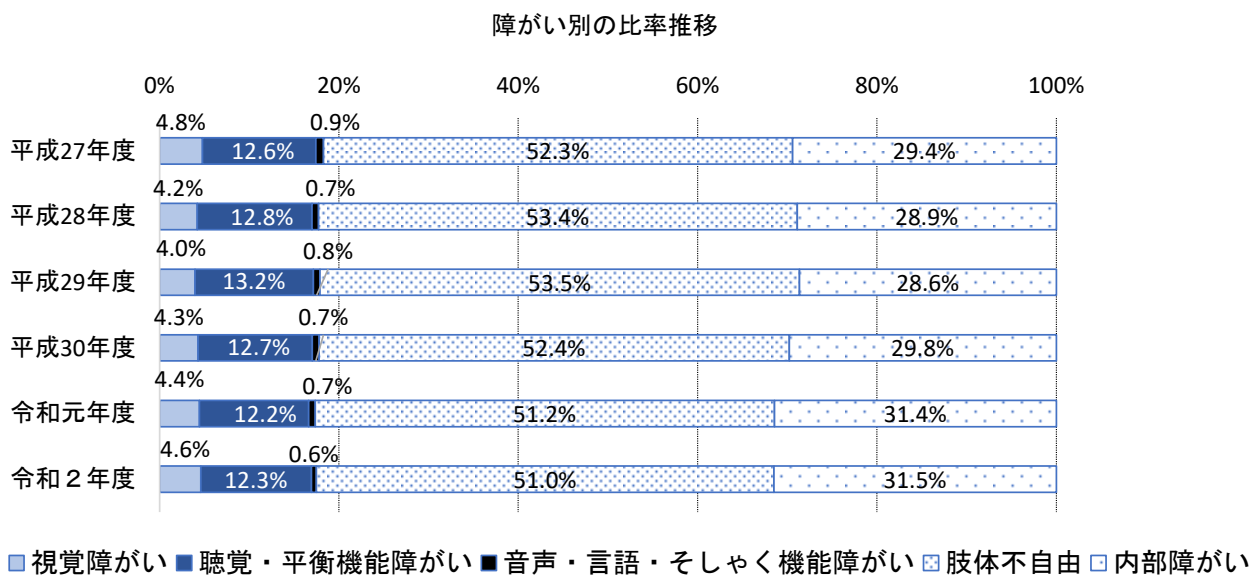
#### ■平成27年度～令和2年度の身体障害者手帳所持者人数、障がい別状況、等級別状況

本町の身体障害者手帳の所持者は平成29年度は531人、令和2年度は543人と若干の増加傾向にあります。



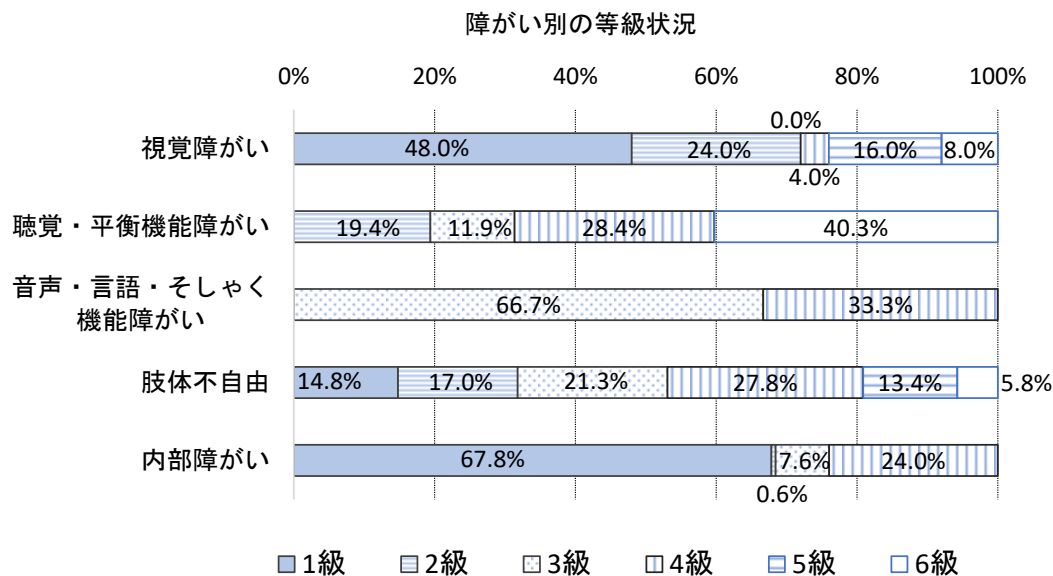
■障がい別の推移

障がい別では、肢体不自由がほぼ半数を占め、次いで内部障がい（※）、聴覚・平衡機能障がい、視覚障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいとなっています。



■令和2年度における障がい別等級状況

1級では内部障がいが多く、次いで視覚障がい、肢体不自由となっています。2級以降では聴覚・平衡機能障がいが多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障がいとなっています。



※「内部障がい」とは

疾患などによる内臓機能の障がいにより、日常生活活動が制限されること。身体障害者福祉法では、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能の永続する障がいを、内部障がいとして定めています。

## 2. 療育手帳所持者

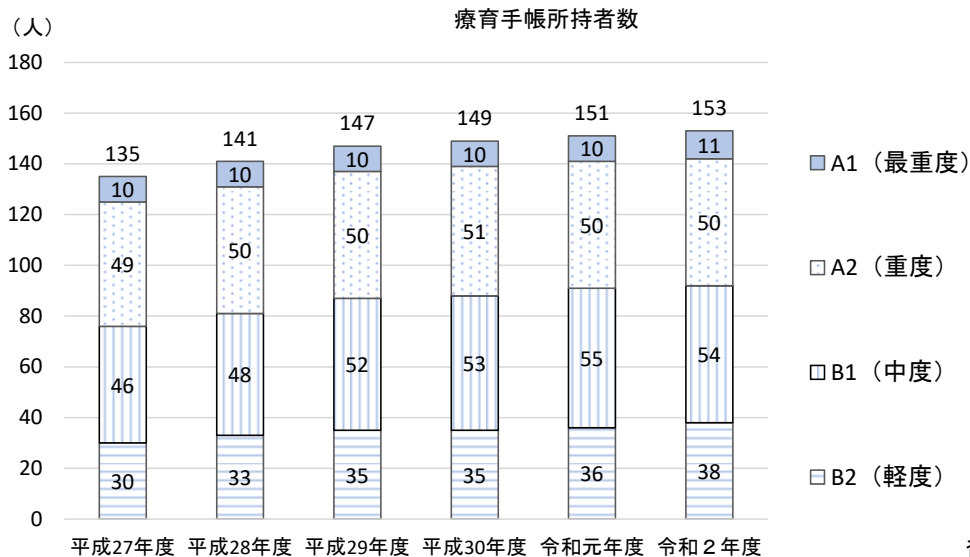
療育手帳とは、「知的障害者福祉法」(※1)などの法律に基づいた制度ではなく、1973年当時の厚生省通達に基づき整備された制度です。取得することにより、各種の障がい福祉サービスを受けることができます(※2)。障がいの程度に応じて、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)等に分けられます。

※1 知的障がい者の自立と社会活動への参加を促進し、必要な援助と保護を行うことを目的とします。

※2 各都道府県の独自の制度であり、知的障がい者が各種サービスを受ける際に、必ず持っていないとなければならないものではありませんが、取得しておくことが推奨されています。児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいであると判定された者に対して交付されます。

### ■平成27年度～令和2年度の療育手帳所持者人数

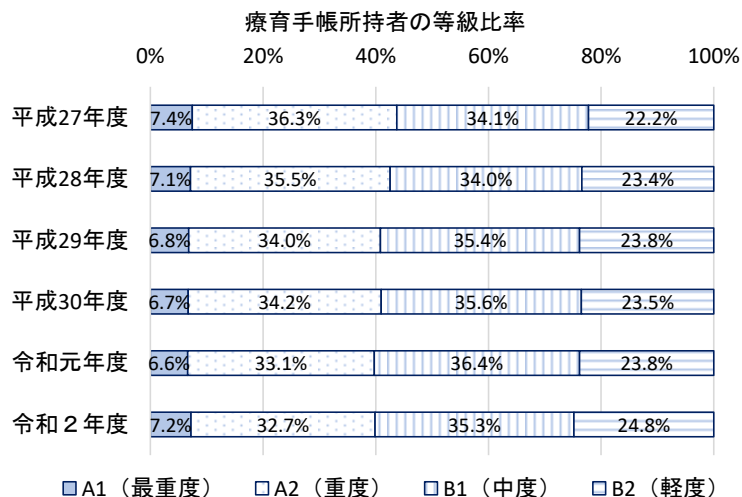
本町の療育手帳の保持者は平成27年度は135人、平成29年度は147人、令和2年度は153人と増加傾向にあります。



資料：健康福祉課

### ■平成27年度～令和元年度の療育手帳等級別状況

障がいの程度では、「重度」、「中度」が平成27年度から令和2年度で7割近くを占めています。



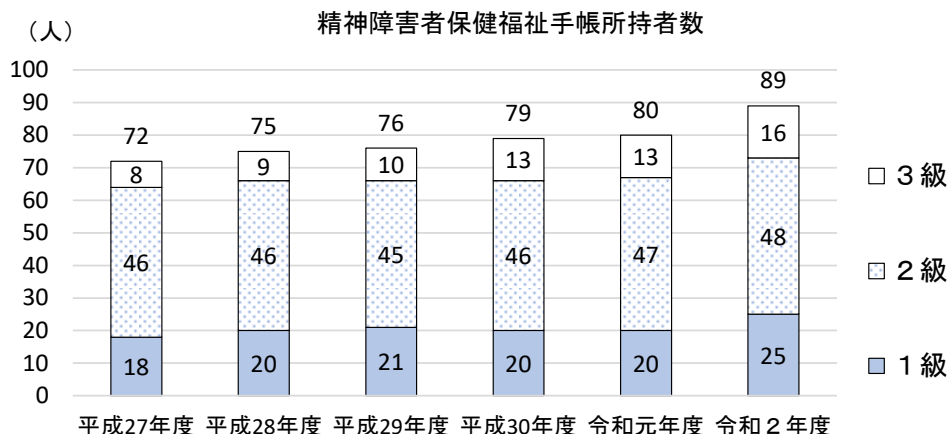
資料：健康福祉課

### 3. 精神障害者保健福祉手帳者

精神障害者保健福祉手帳とは、「精神保健福祉法」で定められており、取得することにより、税制の優遇や公共交通機関の割引などを受けることができます。

■平成27年度～令和2年度の精神障害者保健福祉手帳所持者人数、等級別状況

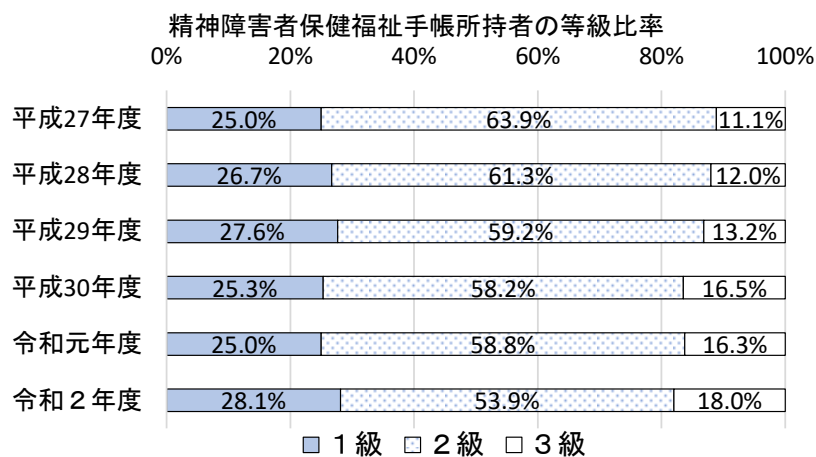
本町の精神障害者保健福祉手帳の所持者は平成27年度で72人、平成29年度は76人、令和2年度は89人と増加傾向にあります。等級では、1級が平成27年度で25.0%、平成29年度は27.6%、令和2年度は28.1%と増加傾向にあり、その分2級が減少しています。



資料：健康福祉課

■平成27年度～令和2年度の精神障害者保健福祉手帳所持者等級別状況

障がいの程度では、「2級」が平成27年度から令和2年度で6割近くを占めています。



資料：健康福祉課



## 4. 障害福祉サービスの利用状況

## (1) 障害者自立支援給付事業

## ① 障害福祉サービス

居宅介護や生活介護、共同生活援助の利用の増加とともに、計画相談支援の増加も見られます。

(件/年)

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
居宅介護（ホームヘルプ）	241	231	248
行動援護	11	12	12
同行援護	0	0	0
療養介護	72	72	72
短期入所	54	60	53
生活介護	384	396	417
施設入所支援	217	215	227
宿泊型自立訓練	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	228	248	258
就労継続支援（A型）	54	43	49
就労継続支援（B型）	479	499	487
就労移行支援	32	43	34
計画相談支援	164	169	201
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

## ② 障害児通所支援給付

放課後等デイサービスは、平成29年度よりほぼ倍増しています。

(件/年)

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
放課後等デイサービス	206	356	404
児童発達支援	39	15	4
保育所等訪問支援	0	0	0
障害児相談支援	28	32	31
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0

③ 自立支援等医療費

(件/年)

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
更生医療	959	970	1,103
育成医療	24	32	16
療養介護医療	72	66	72
精神通院医療	2,258	2,412	2,396

④ 身体障害者（児）補装具扶助

(件/年)

項目	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
視覚障害	2	0	0	0	0	0
聴覚障害	7	5	4	4	10	4
肢体	7	8	10	6	9	7
合計	16	13	14	10	19	11

(2) 地域生活支援給付事業

① 移動支援

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実利用者数（人）	17	21	20

② 地域活動支援センター

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
ほっとCHA 登録者数（人）	17	16	17

③ 日常生活用具給付

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
情報・意思疎通支援用具（件）	2	2	0
介護・訓練支援用具（件）	3	0	1
自立生活支援用具（件）	1	1	0
在宅療養等支援用具（件）	0	0	0
排泄管理支援用具（件）	159	180	177
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件）	1	0	1
合計	166	183	179

## ④ 日中一時支援

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実利用者数（人）	11	10	8

## ⑤ 福祉タクシー扶助

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
申請者数（人／年）	58	70	69
利用枚数（枚／年）	405	445	493

## (3) 障がい福祉事業

## ① 特別障害者手当支給

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
対象者数（人）	7	7	8

## ② 特別児童扶養手当支給

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
対象者数（人）	22	28	28

・20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に国から支給されます。（1級 52,500円／月、2級 34,970円／月）

## ③ 障害児福祉手当支給

事業名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
対象者数（人）	3	3	3

・精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給されます。（14,880円／月）

## 第3章 アンケート調査結果の概要

### 1. 調査の目的

本町では、「自分らしくいきいきと輝いて暮らせるまち」を基本方針とした「芳賀町障がい者福祉計画」を策定し、さらに障がい者（児）に対するサービス提供等の具体的な実施計画として「芳賀町障害福祉計画」と「芳賀町障害児福祉計画」を策定しており、これらの計画に基づいて障がい者（児）福祉施策の推進を図ってきました。

これらの計画は、国の基本方針に基づき3年ごとに見直すこととなっており、本年度における「第6期芳賀町障害福祉計画」及び「第2期芳賀町障害児福祉計画」の策定に向け、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

### 2. 調査結果概要

#### (1) 調査の対象者

町内在住の障害者手帳をお持ちの方 679 名を、また左記以外の 20 歳以上の町民の中から 300 名の方を無作為に抽出しました。

#### (2) 調査方法と実施期間

■調査方法：郵送による配布、回収

■実施期間：令和2年11月2日～令和2年11月20日

#### (3) 回収結果

種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者	679 件	423 件	423 件	62.3%
一般町民（健常者）	300 件	167 件	167 件	55.7%

#### (4) 調査結果の概要

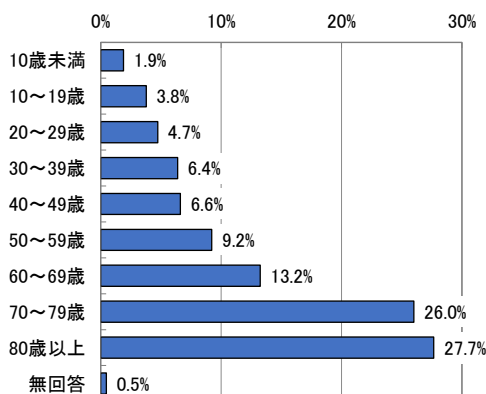
##### ■障害者手帳の内訳

手帳区分	所持者数（人）
身体障害者手帳	304
療育手帳	74
精神障害者保健福祉手帳	48

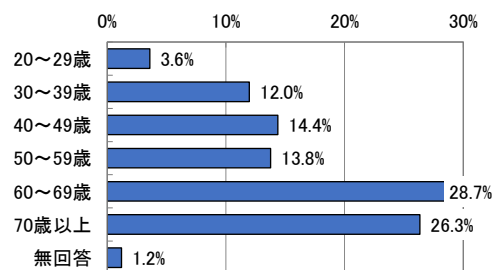
◆無回答9人、複数手帳所持者34人です。

##### ■年齢別の内訳

##### 《障害者手帳所持者》



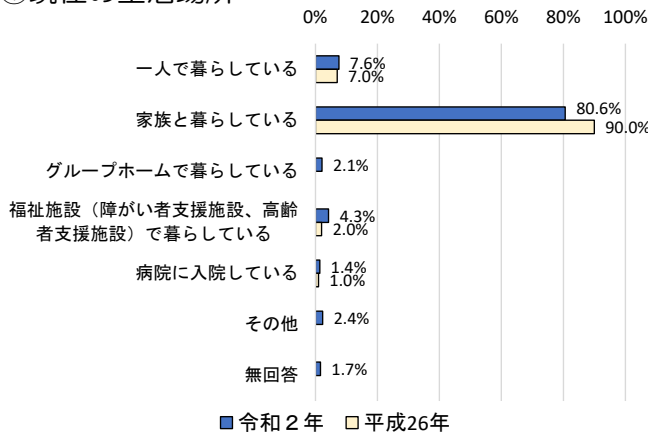
##### 《一般町民（健常者）》



### 3. 調査結果の抜粋

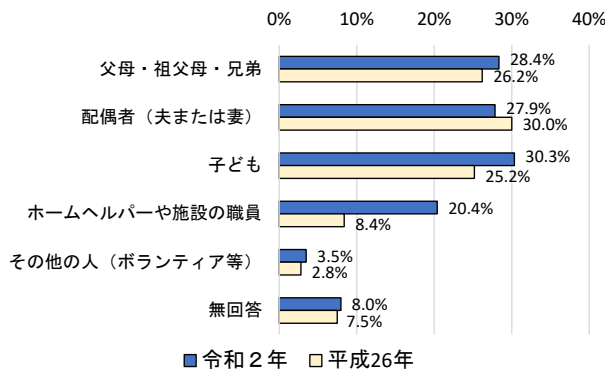
#### (1) 障害者手帳所持者の回答

##### ①現在の生活場所



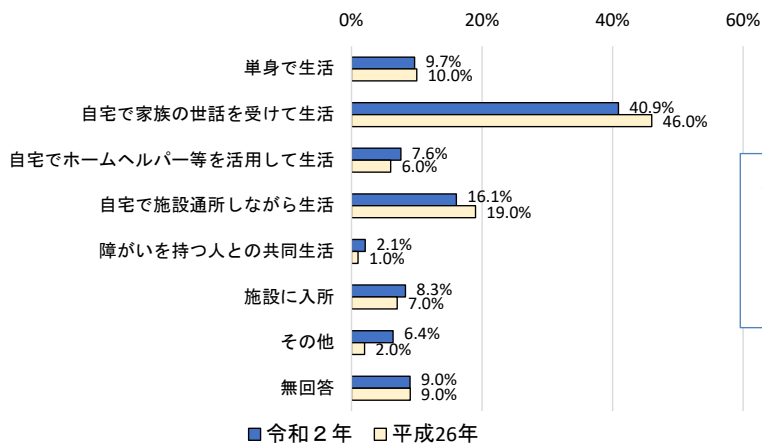
◆ほとんどの方が「家族と暮らしている」ですが、前回調査時（平成26年）と比べ、グループホームや福祉施設で暮らしている方も増えてきています。

##### ②主な介護者について



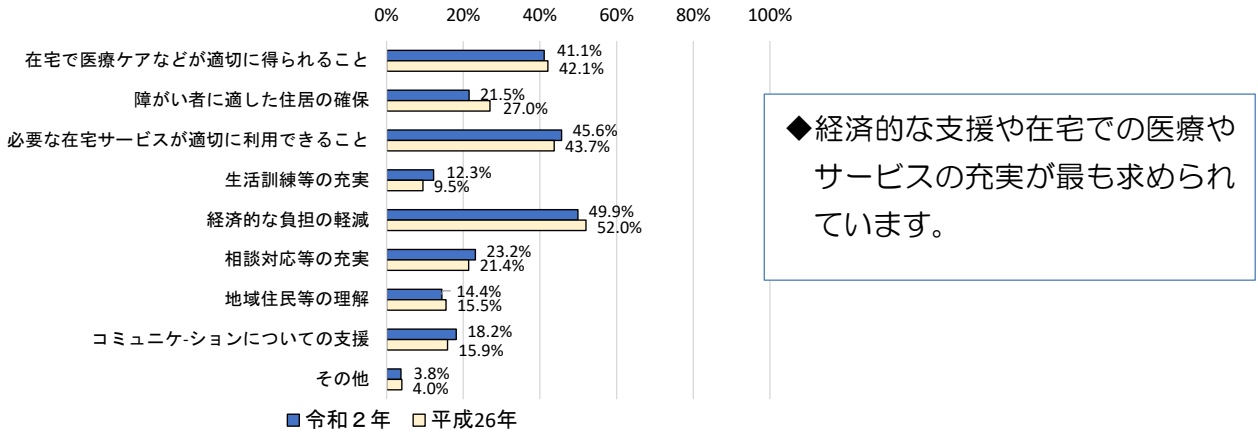
◆前回調査時に比べ、「ホームヘルパーや施設の職員」が倍以上に増加しています。

##### ③今後希望する生活形態

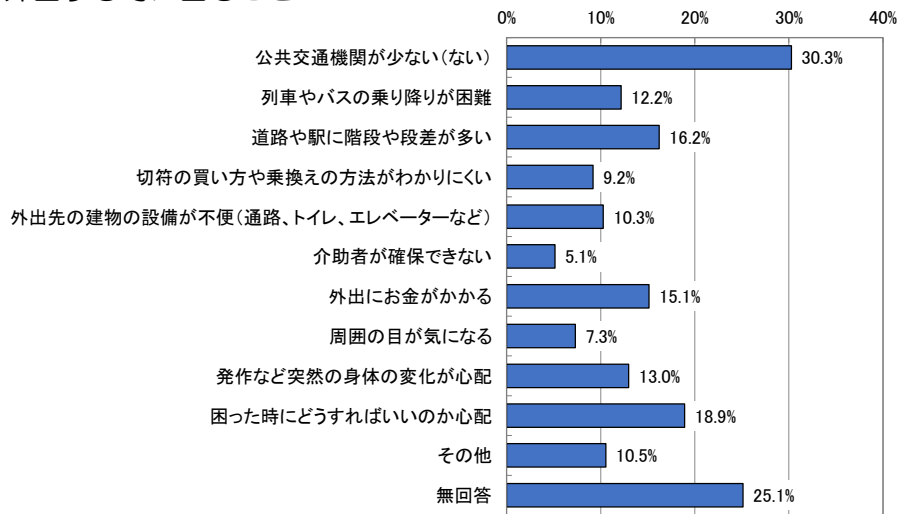


◆前回調査時に比べ、「共同生活」や「施設に入所」が若干、増加しています。

④地域で生活するためにどのような支援があればよいか

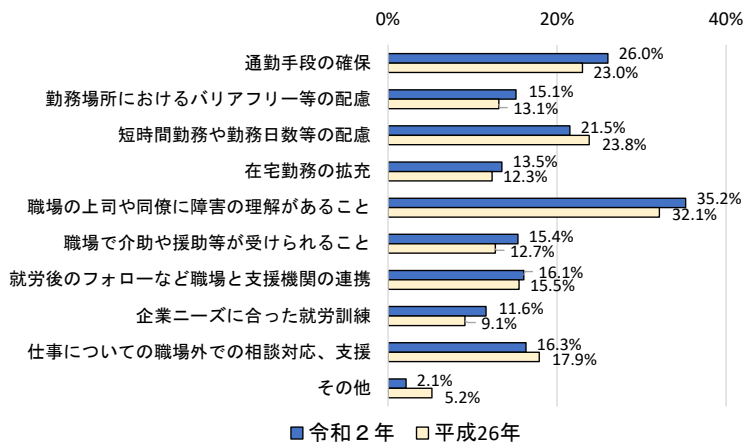


⑤外出する時に困ること



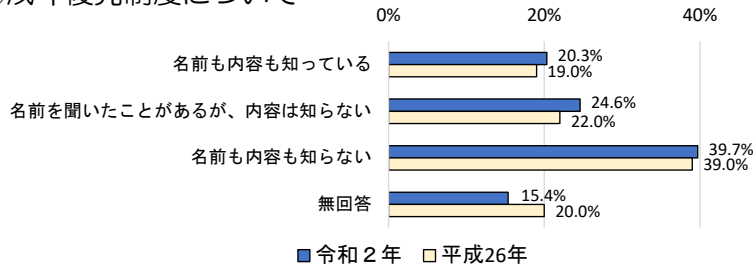
◆交通機関や公共の場所でのバリアフリー化の充実、安価な移動手段の確保が多く求められています。

⑥就労支援として、どのようなことが必要か



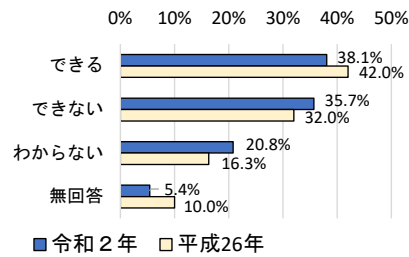
◆「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く求められています。

⑦成年後見制度について



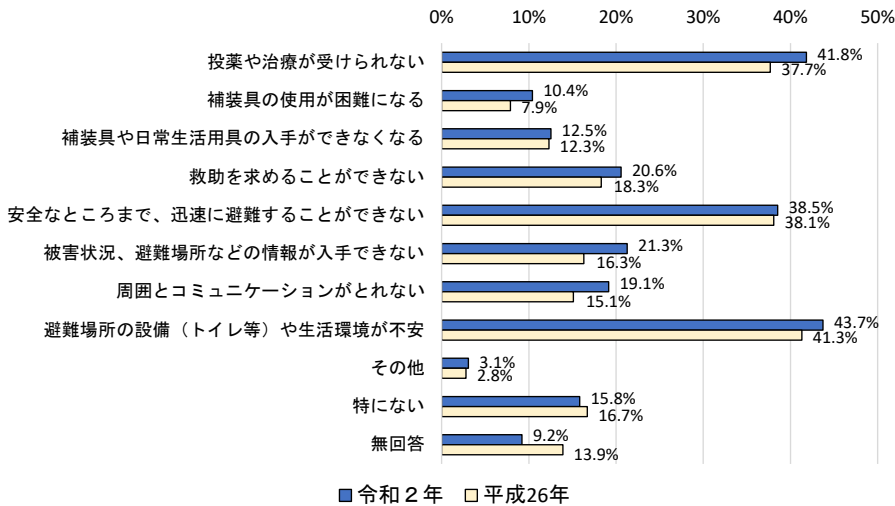
◆「名前も内容も知らない」方が4割ほど存在します。

⑧火事や地震等の災害時に一人で避難できるか



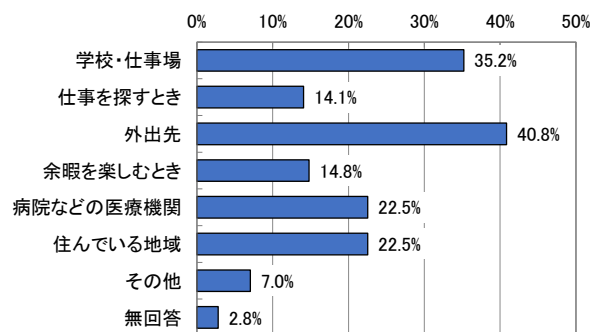
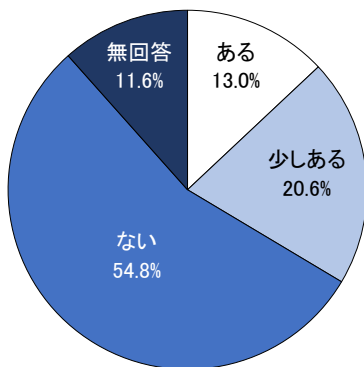
◆「できない」方が4割弱ほどおり、地域ぐるみでの支援が必要となっています。

⑨火事や地震等の災害時に困ること



◆生活設備や医療など、障がい特性に応じた避難所の設営も必要となっています。

⑩障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）こと、またどのような場所だったか

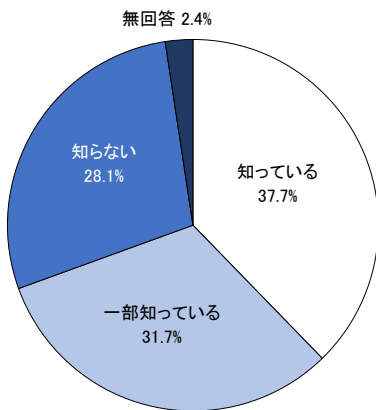


◆3割強の方が「ある」、「少しある」と回答しており、場所としては「外出先」が最も多くなっています。

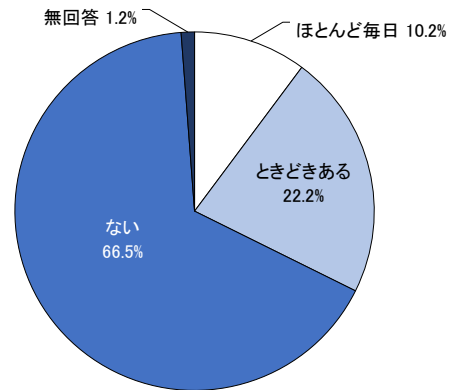
(2) 一般町民（健常者）

①障害者手帳の認知度

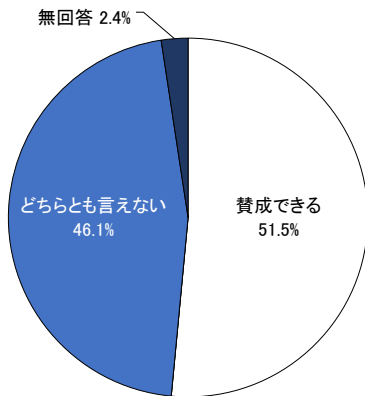
（身体が赤色、知的が緑色、精神が青色）



②日頃、障がいのある方とのお付き合いについて

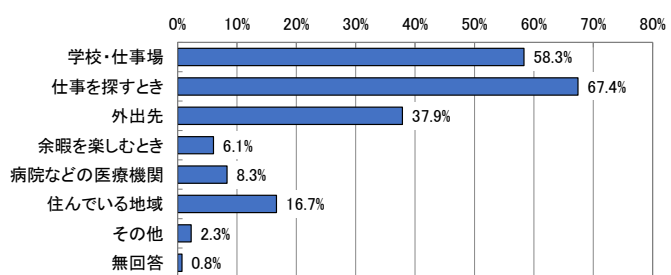
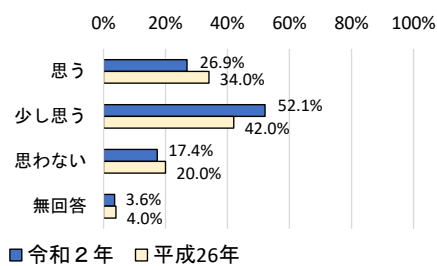


③隣近所に障がい者のための施設ができた場合



◆半数以上の方が「賛成できる」と回答され、「賛成できない」との回答はゼロでしたが、「どちらとも言えない」理由として「障がいの種類による」や「精神障がいの場合は賛成できない」との回答も数件寄せられました。

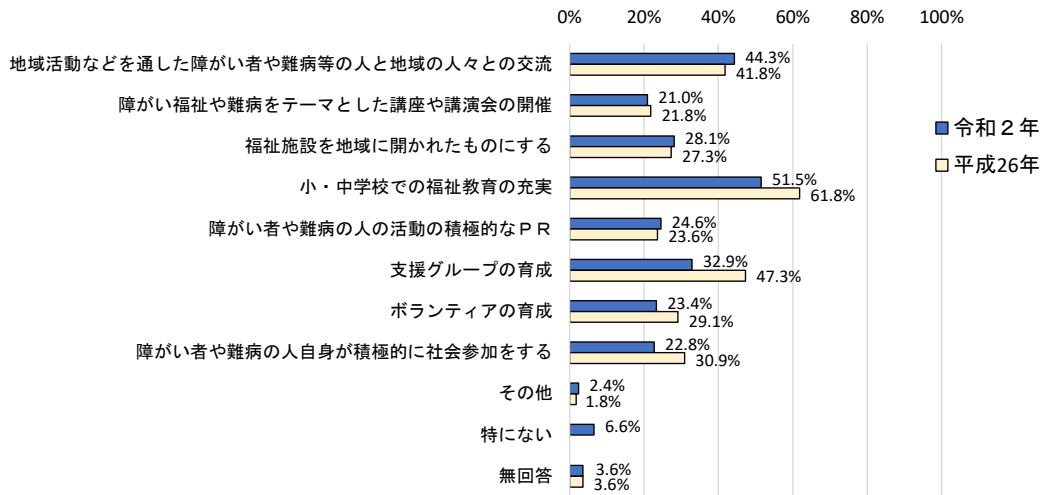
④障がい者に対して差別や偏見が存在していると思いますか（どのような場所で）



◆「思う」、「少し思う」と回答された方が8割に達しており、前回調査時より若干の増加が見られます。また、差別や偏見が存在している場所としては、障がい者向け調査と比較すると「仕事を探すとき」が最も多くなっています。



⑤障がい者や難病等の人への理解を深めるために、どんなことに力を入れるべきか



◆「小・中学校での福祉教育の充実」や「地域の人々との交流」と回答された方が半数近くおり、同一の調査において、障がいのある児童とない児童の交流については、「ぜひ必要」、「できれば必要」と9割近くの方が回答されています。

## 4. アンケート調査から見る現状と課題

### ①日常生活や外出の際の支援等

障がい者向けアンケート調査（以下、「調査」）によると日常生活における動作については、約4割の方が、「外出時に何らかの支援、介助が必要」と回答しており、次いで「お金の管理や入浴」となっています。

また、外出する際に不便と感ずることは、「公共交通機関が少ない（ない）」、「困った時にどうすればいいのかわかりにくい」、「道路や駅に階段や段差が多い」が比較的多く回答されています。日常生活においては、町やボランティアの支援だけでなく地域住民による助け合いが最も必要となっています。本町では公共施設をはじめとしたバリアフリーの推進や交通弱者への移動支援を推進してきましたが、更なる内容の充実が求められています。

### ②在宅サービスの整備

調査によると地域で生活するためには、どのような支援があればよいかについては、「経済的な負担の軽減」が49.9%、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が45.6%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が41.1%と上位を占めています。

地域の実情に応じて、高齢・障がいといった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが重要となっています。障がいのある人が社会で普通に生活できる環境を整え、障がいの有無にかかわらず、ともに生活・活動できる社会を実現することが必要です。

### ③就労機会の向上と職場環境の改善

調査によると就労している方は20.3%で、雇用形態では正職員の方が33.7%となっています。

また、障がい者が仕事をするためには、どのような環境が整っていることが必要かについては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が35.2%と最も多くなっています。障がいの有無にかかわらず共に働くことの意義を町民や企業へ理解浸透させることや、障がい者が就労可能な職種の開発や相談体制の更なる充実が重要です。

本町においても町職員への障がい者雇用の拡大や、障がい者就労施設からの優先的な調達を積極的に図っていく必要があります。

### ④偏見や差別の解消

調査によると障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがある方が33.6%、嫌な思いをした場所では外出先が40.8%となっています。日常生活において、差別や偏見を感じる方が4割近くいます。また、一般町民向けのアンケート調査（以下、「一般向け調査」）によると障がいのある人への差別・偏見の存在について、8割の方が「あると思う」と回答しています。

また、障がい者や難病等の人への理解を深めるために、どんなことに力を入れるべきかについては、半数以上の方が「小・中学校での福祉教育の充実」と回答されています。

障がいのある人とない人が実際に接し、関わりあう機会が増えることで、お互いを理解しあっていけるような「共生社会」の実現に向け、学校教育や町民への啓発等を推進していく必要があります。

### ⑥災害時の避難等緊急対応

調査によると災害時に一人で避難できるかの設問に対し、35.7%の方が「できない」と回答しています。また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に、「近所であなたを助けてくれる人がいる」との回答は26.2%にとどまっています。災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が43.7%、次いで「投薬や治療が受けられない」が41.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.5%となっています。

災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の避難行動要支援者への対応や情報収集、聴覚障害者や視覚障害者等、障がい種別による伝達手段や避難方法など地域全体を含めた事前の準備、ルール付けが必要です。また、避難所設営では、聴覚、視覚、知的障がいや車いすなど障がい種別による配慮が必要です。障がい者の集団避難所の確保など、今後検討していく必要があります。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

病気や障がいによって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、障がいのある人が社会で普通に生活できる条件を整備し、障がいの有無にかかわらず、ともに生活・活動できる社会を実現することが必要です。

そこで、今後の本町における障がい福祉行政のあり方及び、障がいのある人がさらに暮らしやすいまちづくりを推進していくため、基本理念及び基本的な視点は前回計画を継承し、以下のとおりと定めます。

**自分らしくいきいきと輝いて  
暮らせるまち**

障害者基本法第1条に規定される「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、本町に暮らす全ての人が等しく尊重され、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる共生社会づくりを進めるため、上記基本理念のもと施策を推進していきます。

### 2. 計画策定の視点

「第6次芳賀町振興計画」における『躍動する芳賀の町 未来につなげよう』を目指す将来像として、施策の推進にあたっています。障がい者施策にかかわる記載として、「施策の目標」として以下のとおりです。

- ① 障がい者とその家族への情報提供の充実
- ② 保健・療育・教育の充実
- ③ 快適・安全に暮らせるような日常生活の支援
- ④ いきいきと楽しく暮らせる就労支援と地域交流の促進

## (1) 基本目標の設定

本計画では、基本理念「自分らしく いきいきと輝いて 暮らせるまち」の実現に取り組むため、「芳賀町障がい者福祉計画」において、次の4つの基本目標を掲げました。

### 1 「安心して暮らすために」

障がい者とその家族が安心して生活できるよう、必要な相談や支援がタイムリーにできる体制の構築を進めます。

また、障がい者に対する差別をなくし、理解と助け合いの心の普及啓発のため、福祉教育やボランティア・NPO・関係団体等への支援と連携を図ります。

さらに、これらに関する情報がより多くの人に分かりやすく伝わるように、情報伝達の手段や内容の充実について検討します。

### 2 「健やかに暮らすために」

障がい者とその家族が健康を維持・増進できるよう、疾病や障がいの早期発見、治療、療育、リハビリテーションが適切に受けられるよう支援体制の充実を図ります。

また、保育・教育においても、個人に合った成長が望めるよう、担当者のスキルアップも含め、支援します。

### 3 「支え合い・安全に暮らすために」

障がい者とその家族が安全に生活できるよう、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。

また、いざという時のために障がいがある人もない人もお互いに協力し、安全な生活が送れるように、地域の協力支援体制づくりを進めます。

### 4 「いきいきと楽しく暮らすために」

障がい児とその家族が安定した生活ができるよう、就労促進のための環境づくりや情報提供等、関係機関との連携のもと支援体制づくりを進めます。

また、地域行事への参加機会の創出や参加しやすい環境づくりを進めるとともに、障がいの有無に関係なく地域の人が集まれる居場所づくりを推進します。

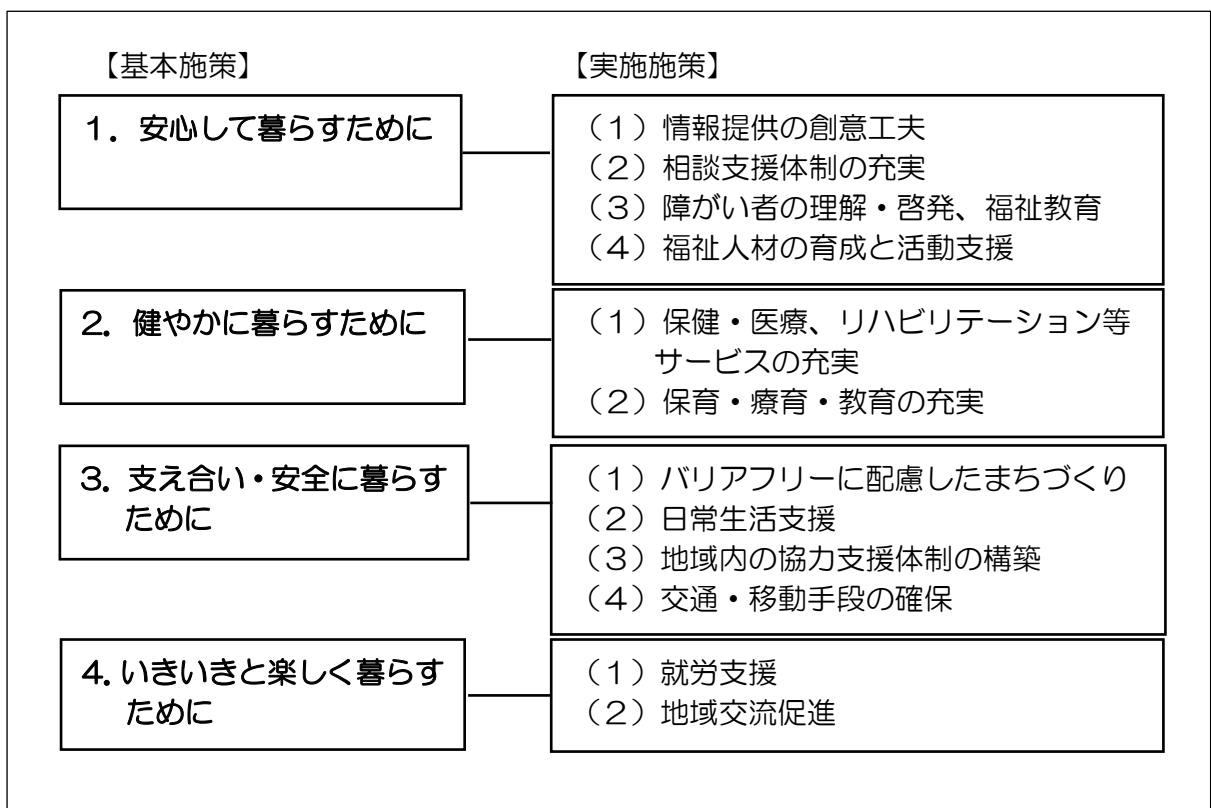
(2) 施策の体系

本計画の実施に当たり、施策の体系を次のとおりとしました。

自分らしく いきいきと輝いて 暮らせるまち

第5章 障がい者計画

第6期芳賀町障がい者福祉計画



第6章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

第6期障害福祉計画／第2期障害児福祉計画

- ・計画の具体的な目標
- ・障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

## 第5章 障がい者計画

### 1. 安心して暮らすために

#### (1) 情報提供の創意工夫

##### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 本町における満足度調査（令和2年度）では、情報の入手方法について、「広報はが」が一番多く、それから「行政区内の回覧」、「芳賀チャンネル」がほぼ同じ割合で続いています。「広報はが」による行政情報取得の割合が圧倒的に高い一方で、最近では「町ホームページ」からの情報取得も増加しており、「真岡新聞」からの取得割合を超えています。
- 町民にとって、「広報はが」は行政からの情報を取得する手段として、最も選択されている媒体であるため、障がい福祉に対する理解の醸成を町民全体に広げる場合に適していると考えられます。内容や記事のボリュームを検討し、障がいの有無に関わらず、分かりやすい情報伝達を行うことが必要です。
- 「町ホームページ」や「芳賀チャンネル」は、「広報はが」に比べて情報の鮮度が高くなるため、障がい者に関連する新着情報を掲載するなど、素早い情報提供に活用すると共に、情報取得の手段の多様化にも活用します。
- 就学に際して困ることのないよう、障がいに気付いていない本人や保護者に対して、障がい児の就学に関する必要な情報を伝える仕組みが必要です。
- 障害のある幼児の保護者が保育園への入園を希望した場合、集団での生活を通じて幼児の理解・向上が図られるものについては、受入れの促進と相談体制の充実に努めます。

##### 今後の方向性

- 障がいのある人もない人もすべての人が平等な生活ができる地域社会をめざし、障がい者の人権や人格が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいに対する誤解や偏見をなくすため、町民に対する正しい知識の普及と理解の促進に努めます。
- 民生委員、障害者相談員には障がいについて、より一層の理解と協力を求め、地域福祉の中核として、障がいへの理解を促進します。
- 障がい者への福祉サービスや制度など情報の提供については、広報はが、町のホームページ、芳賀チャンネル、健康カレンダー、パンフレット及び個別通知などにより、より分かりやすくタイムリーな情報提供に努めていきます。
- 手続き等面接時の情報提供は効果的であるため、対応者の情報共有を図ります。

##### 施策・事業

#### ① 広報・パンフレットの充実

広報誌の内容充実、障がいに関する情報を掲載した各種パンフレットを発行・配布します。また、各事業所のパンフレット等を県東圏域で整備しました。

② ホームページ等の活用

町ホームページの充実など、インターネットを活用した最新情報の提供方法を検討しています。

③ 芳賀チャンネル等での情報発信

障がい福祉に関する情報や障がい者の活動など、芳賀チャンネルを用いて周知し、障がいに関する理解の醸成を図っています。また、障がい福祉に関する手続きなどの情報についても放送しています。

④ 図書資料の充実

各種障がいや福祉に関する図書資料を収集し、町民への閲覧・貸出しを進めるとともに公共図書館との連携によって、点字図書等の利用を促進しています。なお、点字図書を購入するなど、障がいのある方も読書を楽しむ機会の創設を図っています。

⑤ 緊急時の情報提供体制の充実

芳賀チャンネル、防災行政無線、メール配信サービスなどを通じ、緊急時の情報を提供します。また、災害時に関係機関に情報提供ができる方法を検討しています。

地域や障がい特性に応じた個別計画の策定とともに、支え合い活動対象者名簿（※）を関係機関と情報共有し、要援護者の安全確保に努めています。また、防災訓練を実施し、災害発生時の対応について訓練すると共に、支え合い活動対象者名簿を適時更新し、災害情報を迅速的確に提供できるよう工夫していきます。

※地域での支え合い活動を円滑に行うため、「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」（平成30年3月制定）に基づき、あらかじめ見守りの対象となる人（要支援者）の名簿を作成し、自治会や関係機関に提供しています。

⑥ 情報のバリアフリー化

障がい特性に応じた情報提供方法のあり方を関係機関とともに検討・構築します。また必要に応じて、個別通知を実施します。現状、未実施ですが、情報提供のあり方について引き続き検討していきます。

⑦ 手話通訳者の派遣

講演会等における手話通訳者の派遣を、利用者のニーズに応じ、栃木県社会福祉協議会と連携して必要に応じ実施中です。



## (2) 相談支援体制の充実

### 現状と課題

#### 施策概要と現状

- 令和2年度の芳賀町満足度調査によると、相談窓口の認知度は、障がいに関する相談（22.5%）心配ごと相談（35.0%）、人権相談（27.5%）、心の悩み相談（26.7%）、児童虐待に関する相談（23.8%）となっています。令和元年度の満足度調査では障がいに関する相談は13.7%であり、大幅に改善されていますが周知は未だ不足しています。
- 障がい者の相談支援体制については、現在、真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町の1市4町で、芳賀郡障害児者相談支援センターを共同で運営しています。  
基幹相談支援センターとして機能を拡充することにより、地域内の相談支援体制の強化を図っています。
- 芳賀郡障害児者相談支援センターと連携し、相談支援事業所の周知、相談員の資質向上、各種関係機関との連携調整、ケース事例の共有化により困難事例への対応の充実を図っています。  
今後は、障がい者等に対する虐待の防止や権利擁護も含め、支援に関する必要な情報や助言の範囲を拡大し、地域の相談支援体制を充実させることが必要です。
- 障がいのある幼児の保育園、幼稚園への入園や障がい児の就学に際して、専門的な相談に応じる総合的な窓口の設置と支援体制を構築することが必要です。
- 発達障がいのように一貫した継続的支援の必要なケースにおいて、0歳から就労支援に至るまでの情報を管轄できるよう、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」等の関係機関との連携を強化することが必要です。
- 今回の障がい者アンケート調査によると、障害福祉サービスを利用しない理由として14.1%の方が「利用方法がわからない」と回答されています。障がい者の方が気楽に相談できるような身近な相談体制の整備が急務となっています。

#### 今後の方向性

- 障がい者が安心して相談できる体制を充実するため、民生委員による身近な相談機能や「芳賀郡障害児者相談支援センター」等の相談体制の充実を図るとともに、介護者の不安や悩みのプライバシーを考慮し、それぞれの障がいに対応した相談体制の充実に努めます。  
特に精神障がい者については、障がい特性を考慮した支援体制の整備に努めていきます。
- 障がい者の近隣住民との関係を向上させ、生活の不安点等を相談機関や行政等につながりやすくする体制の構築を支援します。

## 施策・事業

### ① 多様な障がいに対応する相談窓口の充実

身体、知的、精神の3障がいのほか、発達障がいや難病などにも対応可能な相談支援機能の充実を図っています。芳賀郡障害児者相談支援センターにて相談業務を実施し、町の障がい福祉担当窓口でも相談を受け付けています。

今後は、保健・医療・福祉・介護・子育てなどの総合相談体制の整備を図っていきます。

### ② 相談支援事業所の活動の充実

相談支援事業を行う相談事業所の周知を図り、相談員の支援内容の明確化、相談員の質と技術の向上を支援しています。

基幹相談支援センターである芳賀郡障害児者相談支援センターが、各相談支援事業所を支援しており、今後は基幹相談支援センターとしての業務を充実させていきます。

### ③ 就学相談事業

特別な配慮を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援のために、関連機関と連携して、必要に応じて学校見学を実施するなど、就学相談の充実を図ります。

### ④ 相談支援事業の周知

広報はが、芳賀チャンネル、町のホームページなどで事業の周知を図るほか、関係機関にパンフレットを配置するなど、広く多様な方法で周知を行っています。また、相談者にパンフレットを配布するなど今後も情報提供の充実を図り、必要な支援が必要な人に届くようにしていきます。

### ⑤ 窓口の利便性の向上

役場窓口には筆談用の電子メモパッドを配置するなど、障がい者を含むすべての町民の窓口における利便性向上に努めています。

### ⑥ ピアカウンセリング、セルフヘルプの充実

芳賀郡障害児者相談支援センターや関係機関と連携し、障がいのある方やそのご家族同士などが、対等な立場で語り合い、きめ細かなサポートを行うピアカウンセリング（※）及びセルフヘルプ（※）の実施を検討しています。

※「ピアカウンセリング」とは

同じような障がいをもつ当事者同士が適応上の問題を理解し、解決できるよう、お互いに援助するカウンセリングです。

※「セルフヘルプ」とは

心や生活習慣に問題をもつ人たちが、自らの手で心身を管理して悩みを解決し、悪い習慣から立ち直ることを目的として結成する集団（セルフヘルプグループ）活動です。

**⑦ 身体障害者巡回相談の周知**

障がいのある方が、補装具等に関する相談・処方・適合判定や医学的な相談・判定を栃木県障害者総合相談所の巡回により、町内で受けることができます。広報等での周知や町窓口での相談で巡回相談を案内していきます。

また、身体障害者巡回相談について、相談窓口において必要と思われる方には個別に案内します。

**⑧ 虐待防止対策の推進**

障がい者の虐待防止のため、知識の普及啓発、相談窓口の案内等を行っています。また、相談があった場合や事例を把握した場合は、町福祉係と地域包括支援センターが協力して対応しています。

また、民生委員との連携、健康係で実施する心の相談や必要があれば地元駐在所とも協力して対応できるよう、地域個別ケア会議等を活用しながら情報共有を図っています。今後も同様に活動を継続していきます。

**⑨ 成年後見制度利用支援事業の推進**

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護・支援する制度で、特に権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合に、地域において尊厳のある生活を維持していけるよう成年後見制度の利用を図ります。

成年後見制度利用支援事業を活用した後見人等の報酬への助成、申立てに要する費用への助成等については、町が継続して実施します。相談については、社会福祉協議会が実施し、町に情報提供できるよう連携して実施します。

**⑩ 消費者被害の防止**

障がい者や高齢者が被害者となりやすい消費者被害等について、防止するための普及啓発や不審な電話等について住民の方から相談があった場合は、芳賀地区消費生活センターを紹介するほか、総務課地域安全係に情報提供し、住民全体に注意を呼び掛けるようにしています。今後も継続していきます。

**⑪ 社会福祉協議会との連携**

町介護保険係と連携し、芳賀町社会福祉協議会へ権利擁護基幹センターの委託について検討します。成年後見制度の利用促進のための広報、普及活動については、社会福祉協議会と協力して実施します。さらに、町が実施する成年後見制度利用支援事業が円滑に利用できるよう、連携して相談事業を実施します。

社会福祉協議会で実施する「日常生活自立支援事業（あすてらす）」との連携を図りながら障がい者が住み慣れた場所で生活し続けられるよう支援します。

### (3) 障がい者の理解・啓発、福祉教育

#### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 障がいがある人もない人も一緒に参加できる地域の居場所の必要性が高まっており、本町においても居場所づくり事業について、地域・関係機関と連携し推進する必要があります。
- 平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する差別の解消及び合理的配慮（※）が求められています。  
また、障がい者に対する意識の醸成について、啓発していく必要があります。
- 芳賀町社会福祉協議会などの関係機関や障がい者団体と協力し、障がいに対する理解を深めるような福祉教育の実施について、協議していく必要があります。
- 今回の障がい者アンケート調査によると、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）方は33.6%にも及び、場所としては外出先が40.8%と最も多くなっています。  
また、今回の一般人アンケート調査では障がい者への理解を深めるためには「小・中学校での福祉教育の充実」が51.5%と半数以上の方が、児童期からの教育の必要性を感じています。

##### 今後の方向性

- 障害者差別解消法に規定される、障がいを理由とした差別の解消及び合理的な配慮について、啓発し住民の理解を深めます。
- 地域には自治会、シニアクラブ、ボランティアグループなど多様な社会資源があり、これらを積極的に活用しながら、子どもの頃から身近な地域で福祉教育を推進することができるよう取り組みを支援していきます。  
また、子どもの頃から地域福祉活動への参加や福祉施設との交流を通じて、障がい者への理解を深めます。公共施設のバリアフリー化の工夫や、イベント等への障がい者の参加促進を図るなど、障がい者との交流が図られるよう、事業内容などの充実を検討していきます。

※「合理的配慮」とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

例えば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合、話し合ったうえで負担が重すぎない範囲で、障がい特性やそれぞれの場面、状況に応じて、別の方法を探すなどが考えられます。（内閣府資料：改）

## 施策・事業

## ① 障がい者に対する差別の解消及び合理的配慮に対する啓発

障がいに対する町民の理解促進と障がい者差別の解消や合理的配慮について、広報等への掲載や、講演会、広報活動を通して啓発活動を実施しています。

## ② 障がい特性に対する理解促進

広報誌や芳賀チャンネルなどの媒体で、障がい福祉に関する制度案内や各種事業の紹介など、障がいに対する理解を深める情報を提供しています。

## ③ イベントへの参加支援

芳賀町社会福祉協議会と連携し、栃木県障害者スポーツ大会への参加を支援しています。引き続き芳賀町社会福祉協議会と連携し、障がい者の参加を支援します。

## ④ 「障害者週間」の充実

芳賀町社会福祉協議会と連携し、ポスターの掲示やイベント等を通じて、障がい者に対する理解促進を図っていきます。

## ⑤ 地域における福祉教育等の推進

障がいや障がい者に対する理解の心を育むため、関係機関と連携して、地域における「障がい者福祉」や「災害時対策」などについての講座の開催や、学習会を実施していきます。

## ⑥ 小中学校における福祉教育の推進

幼少期から、障がいや障がい者に対する理解の心を育むため、芳賀町内の小中学校での福祉出前講座や、車椅子や盲導犬の体験学習等を実施しています。学校教育において積極的に学習の機会を設けていきます。

#### (4) 福祉人材の育成と活動支援

##### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 町の高齢化に伴い障がい者数も増加するなか、ボランティア活動や専門的な人材の育成が障がい者の地域生活を支える基盤として重要となっています。そのため、実際に活動している団体や組織との連携を深め、あらゆる機会を通じて、ボランティア活動の活性化と福祉人材の育成に力を入れていくことが必要です。
- 障がい者が通院する際、障がい者本人の意志疎通や医療機関からの説明を支援する役割を担うサービス、あるいは人材の育成をすることが必要です。
- 障がいを持つ人同士が交流する機会の創出に向けて、障がい者団体と協議していくことが必要です。
- 平成28年度から芳賀町社会福祉協議会に「ボランティアセンターはが」が設置され、登録ボランティアの人数が、令和2年度では500人を超えており、今後は必要とされるボランティア活動とのマッチングなどといったコーディネート機能の充実が必要です。
- 令和2年度の芳賀町における満足度調査では、「1年間の地域活動やボランティア活動に参加したことがある」と答えた方は28.3%と、令和元年度の30.7%から減少傾向にあります。
- 今回の一般人アンケート調査では、障がいのある人への支援や交流に対し、59.9%の方が「関心がある」と回答している一方、障がいのある人への支援について「国や県・市町村やボランティアなどが主に支援すべきである」の29.3%に次いで、「地域住民でできるだけ支援すべきだが、何をどうすればいいのかわからない」が26.9%となっており、地域におけるボランティアの充実には行政による積極的な働きかけが求められています。

##### 今後の方向性

- 自治会等、地域自治組織や地域ボランティアなどが主体になった多様なコミュニティー活動の展開を支援することで、誰もが住み慣れた地域でお互いに支え合いながら安心して暮らせる、心の通った地域社会の形成を目指します。

また、地域福祉の担い手である町民による自主的・主体的なボランティア活動が、障がい者の自立を支え、積極的に展開されるような環境づくりに努めます。さらに、地域におけるボランティア活動の推進やボランティアの育成を図るため、育成研修や体験の機会の提供、活動の場の拡大、相談しやすい環境づくりなど、行政の支援を強化します。
- 障がい者福祉に携わる団体や、支援に関わる福祉関係者の研修を実施し、資質の向上を図るとともに、町民による積極的な活動を支援する環境づくりが必要です。
- 地域で活動する福祉リーダーやコーディネーターの発掘や育成が必要です。

**施策・事業****①ボランティアの育成・支援**

ボランティア講座の開催などによりボランティアの養成に努めるとともに、福祉リーダーやコーディネーターの育成を検討しています。また、福祉分野で活動するボランティア団体などを広く紹介し、その活動を支援していきます。

**②ボランティア活動に対する相談体制の充実**

ボランティアへの活動参加や相談体制を充実するとともに、施設等との連携を図り、ボランティア活動に意欲を持っている方に活動機会の提供を図っています。

**③学び・遊びの中での障がい理解の啓発**

地域や学校、スポーツ団体、文化団体などと協力し、子どもの頃から日常的に障がい者と一緒に学び、遊ぶ環境づくりを進めていくとともに、具体的な内容を検討していきます。

**④介助者の養成**

県が行っている現任者研修（車イス介助、視覚障がい者誘導、精神障がい者への対応法など）、公開講座及び手話講習会、要約筆記養成講座などの情報提供に努め、本町における福祉人材の育成を支援しています。今後は情報提供に努め、福祉人材の育成を推進していきます。

**⑤当事者団体・自主グループへの支援**

会員数が減少している当事者団体の活動の活性化に努めるとともに、町民による自主グループ活動を支援しています。会員の高齢化が進んでいるため、団体維持のための支援を続けていきます。

## 2. 健やかに暮らすために

### (1) 保健・医療、リハビリテーション等サービスの充実

#### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 疾病の予防・早期発見・治療促進と健全育成のため乳幼児健診・相談を実施しています。また、助産師・保健師による新生児訪問指導や育児相談も随時実施しています。乳幼児健診は高い受診率を保持していますが、わずかに未受診児もあり、安否確認や保育状況把握を徹底しています。
- 障がいや難病、発達課題等の専門医療機関が少ないため、受診には保護者の負担が大きいことが課題です。
- 今回の障がい者アンケート調査では、障がい者が地域で生活するための支援として、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」と41.1%の方が回答しており、在宅医療・介護連携についての町民への啓発、医療機関や介護保険事業者との関係づくりなど、在宅医療・介護連携を進めていく必要があります。

##### 今後の方向性

- 乳幼児健診相談は全数受診と、乳幼児の安全と健康状況確認を目指し、健全育児のための早期相談支援体制構築が必要です。保護者への相談支援は、必要な方にタイムリーに提供できることが重要です。保健師等の個別支援と専門機関の情報提供ができるよう、保健師の専門知識や相談支援技術向上に努めます。
- 障がい児（者）が受診しやすくするため、意志疎通等受診支援や同行サービスの体制づくりが必要です。



**施策・事業**

## ① 乳幼児健診・相談

4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳児健診、6か月相談の受診を勧めます。未受診の場合、育児環境や健康状態などの全数把握に努めます。

## ② 発達や育児の相談支援

新生児訪問と育児相談、5歳児のびのび発達相談を保健師等が中心になり実施しています。

## ③ 訪問診療・訪問看護リハビリテーション

主治医による訪問診療、医師の指示による訪問看護、専門機関によるリハビリテーションが受けられるよう情報提供と利用促進支援を図っています。窓口での個別相談時に情報を提供、周知し必要な方が利用できるよう努めていきます。

## ④ 救急医療

救急・休日当番医による医療体制の整備を町及び郡医師会とともに整備を継続しています。

## ⑤ 精神医療

町外の専門医療機関の情報提供と受診支援を行っています。長期入院患者の在宅移行のための相談支援とサービス体制の整備について検討中です。

## (2) 保育・療育・教育の充実

### 現状と課題

#### 施策概要と現状

- 乳幼児健診相談から発達等に課題のある児童については、ことばの教室による個別指導が受けられます。保育園、幼稚園や特別支援学校においても発達促進の指導や障がい児保育を提供しています。しかし、必要な方がすべて利用できる状況ではありません。保護者支援を含めた個別支援体制の構築が重要です。
- 学童期は、発達障がいなどで、他の児童と同じように教育を受けることが難しい児童には、特別支援学校や学級での教育等の配慮による支援を行っています。幼児期との連携が重要なため、こども支援委員会によりケース情報の共有と支援体制の継続の連携を図っています。発達や小児心理の専門家が少なく専門的指導を十分受けられないことが課題です。
- 障がい児に対し通所支援事業が整備され、放課後等デイサービス利用者が増加しています。保護者の負担軽減になっていますが、全国では事業所数が急増した事による問題も発生しており、サービス利用とサービス提供について、適正化を図っていく必要があります。

#### 今後の方向性

- 発達に課題のある児童に対することばの教室や保育園、幼稚園では発達促進の専門的スキルを向上させる必要があります。担当者の研修体制を充実します。また幼児期と学童期の支援の連携は必須であり、教育委員会部局との連携を強化し、こども支援委員会の役割の内容充実を図る必要があります。発達や心理の専門家の協力が得られるような体制構築を図ります。
- 発達に障がいのある児童の早期療育が促進されるよう、保護者への更なる情報提供に努めます。

**施策・事業****①ことばの教室**

発達に心配のある幼児への個別訓練・指導および保護者への支援を行います。個別指導により、幼児の本来持つ発達の基礎となる成長を促すとともに、保護者の幼児への適切な関りを促します。(平成30年度 42人実施)

**②保育園・幼稚園における障がい児支援**

障がい児をもつ保護者の子育てを支援するため、心身に軽度の障がいを有し集団生活が可能な児童を受け入れています。

**③学童保育における障害児支援**

発達等に課題のある児童や障がい児に可能な範囲で個別支援を行い、本人が過ごしやすい環境を整備します。

**④就園就学相談**

教育委員会による就園・就学相談を開催しています。また、こども支援委員会により情報共有を進め、児童の支援継続に寄与しています。また、心理士による巡回相談を実施し、児童の支援を行っています。

**⑤特別支援学級**

通常学級や特別支援学級及び通級指導教室における特別な配慮が必要な児童・生徒に対する、きめ細やかな支援を推進しています。障がい特性に合わせたクラス編成を行い、学習の場を提供しています。

**⑥公共施設のバリアフリー**

障がい者の地域交流支援とスポーツ・文化活動の推進のため、歩行環境の改善などバリアフリー化を進めていきます。

### 3. 支え合い・安全に暮らすために

#### (1) バリアフリーに配慮したまちづくり

##### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 日常生活において自己所有住宅の段差の解消など、住宅改修に要する費用を助成しており、制度の周知が必要です。
- 指定障害福祉サービスである施設入所支援やグループホームについて、ニーズに対応した提供ができるよう、事業者などと協力していくことが必要です。
- 町内の公共施設等で、段差解消などの対応を徐々に進めているところですが、今後も障がいのある人もない人も使いやすい施設整備・改修が必要です。
- 町内の公共施設などの窓口において、障がいがある人も気軽に立ち寄り、相談しやすい窓口対応が必要です。
- 障がいがある人もない人も利用しやすい、公共交通等の移動手段の確保に関して、検討が必要です。
- 障がい者が安心して暮らしていくため、福祉分野のみならず、都市基盤、地域の理解など、住民生活に関わるあらゆる分野が連携して取り組むことが必要です。

##### 今後の方向性

- 障がい者が住み慣れた地域や自宅で、快適に安全に暮らすためには、それぞれの障がいに適した住環境の整備を図ることが必要です。本町では、身体障害者の住宅の一部を改造する助成制度を行っており、適切に活用できるよう制度の周知に努めます。
- 障がい福祉施策は複雑化しているため、窓口での手続等での分かりやすい案内や、コミュニケーションの手段を充実するなど、ソフト面でのバリアフリー化を図ります。

##### 施策・事業

#### ①住宅改造の推進

住宅改修費助成（地域生活支援事業における住宅改修費の助成）などの制度の普及と利用促進を図ります。

住宅改修費助成（地域生活支援事業における住宅改修費の助成）を実施しています。また、広報等を通し制度の普及に努めていきます。

#### ②グループホームの整備促進

グループホームの整備・促進するため、サービス提供事業所の確保に努めていきます。

## ③窓口対応等の充実

手続の案内、制度の説明などをより分かりやすく説明するとともに、筆談対応などコミュニケーション手段の充実を図ります（役場窓口筆談用の電子メモパッドを配置）。

研修に積極的に参加するなど、制度についてより分かりやすく説明できるよう各職員の能力向上を図ります。また、どんな障がいを有する人にも対応できるよう窓口でのコミュニケーション手段の充実を図っていきます。

## (2) 日常生活支援

## 現状と課題

## 施策概要と現状

- 入所希望に対応できる施設が少なく、短期入所を利用しながら入所待機しているのが現状です。
- 日常生活用具の中ではストマ用具給付が増加傾向です。
- 障がい者の意向を十分に踏まえ、必要とされるサービスや事業を創出・実施することが必要です。
- 障がいがある人の居場所が不足している状況で、真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町の1市4町で運営している地域活動支援センターの機能を充実することが必要です。
- 障がい者が生活するためには、障がい者本人とその介助を担う家族の意向を十分に把握することを何より重視しなければなりません。その上で、福祉サービスや医療サービスを組み合わせながら、一人ひとりを支援する仕組みが必要です。

## 今後の方向性

- 介護給付・訓練等給付各サービスの特色を十分踏まえたうえで、対象者のアセスメントを行い、適切なサービスを選択できるよう支援していきます。

## 施策・事業

## ① 重度障害者等包括支援・自立訓練（機能訓練）・就労継続支援A型

現在、町内には事業所がなく、町外の事業所を利用しており、利用者も少ないことが現状です。今後、更なる対象者の把握に努めるとともに、利用者の状態にあったサービスが受けられるように町内での事業所開始への働きかけや、管外事業所とのより密接な連携に努めていきます。

## ② 短期入所

管内に事業所が少ないことから、管外の事業所とも連携を密にし、利用できる環境を整えていきます。また、県東圏域内に事業所を有する法人と契約し、緊急時にショートステイを利用できる体制を整備しています。

今後も、対象者の把握に努め、サービス利用に繋げていきます。各事業所との連携を密にし、緊急時のショートステイなど事業の充実を図ります。

③ 施設入所支援

施設入所者の自立を促進し、地域生活への移行を推進しています。入所施設から退所して地域に移行した方については、令和元年度に1名の実績がありました。

④ 就労移行支援

事業所と連携を密にし、利用者が必要な訓練を行い、一般企業へ就職できるよう支援しています。県東圏域には第5期（平成30年度～令和2年度）時には3事業所ありましたが、現在は1事業所のみ減少しており、利用者数も減少傾向にあります。  
対象者の把握に努め、サービス利用に繋がります。また、事業所の確保に努めます。

⑤ 補装具の給付

身体機能を補完しつつ長期間にわたり継続して使用するものであるため、交付またはその修理を行う際は、適切な情報提供を行うなど、今後も利用者に適した補装具の支給に努めるとともに、補装具交付後のフォローを行っていきます。

⑥ 相談支援事業

障がい者や家族などの相談に対する支援体制の充実を図るため、芳賀郡障害児者相談支援センターで月1回のケースミーティングなどを通し、連携を密にしながら、相談支援体制の充実強化に努めています。

⑦ コミュニケーション支援（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意志疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者と要約筆記奉仕員を今後も派遣していきます。

⑧ 日常生活用具の給付

障がい者や障がい児に対して、介護・訓練給付支援用具等の日常生活用具を給付しています。日常生活上の困難を改善するとともに、自立支援・社会参加を図るために用具を給付し、福祉の増進に努めます。  
また、対象者の把握に努め、ニーズにあわせた給付が行えるよう事業内容の見直しを行っています。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者などを対象に、自立した生活や社会参加を促進しています。移動支援の形態としては個別支援型、グループ支援型があり、利用者の状況に応じた柔軟な体制で取り組んでいます。また、制度の周知を図るとともに、利用しやすい体制づくりに努めます。

**⑩ 同行援護事業**

視覚障がい者の移動の支援や視覚情報を提供する同行援護は現在、県東圏域に実施事業所がありませんが、ガイドヘルパーの養成も含め、サービス提供体制の確保について今後検討していきます。

**⑪ 地域活動支援センター事業**

創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取り組みを推進しています。現在、地域活動支援センター「ほっとCHA」を県東圏域の自治体で共同経営しており、機能の充実を図ります。

利用者はほぼ横ばいですが、運営している法人と連携し、事業の充実に努めます。

**⑫ その他必要な事業**

## • 日中一時支援事業

障がい者の日中の活動の場を提供し、家族の就労支援及び介護の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、社会適応訓練などの支援を図っています。

## • 身体障害者用自動車改造費用助成事業

身体障がい者の就労活動及び日常生活緩和を支援するため、身体障がい者の所有する自動車を、利用者自身で運転できるように改造することを目的に助成しています。

**⑬ 児童通所等サービス**

放課後等デイサービス、児童発達支援事業所が増加し、障がい児保育の体制が充実してきました。一方で、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、今後、県東圏域内での確保を推進していきます。

### (3) 地域内の協力支援体制の構築

#### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 避難行動要支援者名簿については、個人情報保護の観点から希望者のみの掲載となっており、全ての人の情報を消防・自治会等の関係機関に提供できていません。  
今回の障がい者アンケート調査によると、災害時に困ることについては「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.5%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が21.3%、「救助を求めることができない」が20.6%となっており、地域での助け合いがいかにか防災上重要かが分かります。  
今後も、避難行動要支援者名簿の定期的な確認作業を実施する必要があります。
- 地域で見守りなどの仕組みを構築することや地域内での役割の創出など、地域内で共に支え合い、安全に暮らしていける新たな方法の検討が必要です。

##### 今後の方向性

- 本町では、災害時の情報手段として、防災行政無線が整備されています。障がい者については緊急時、災害時の連絡や避難が困難であると予測される災害弱者が多くいることから、地域において障がい者の身近な助け合いとして災害時に助け合う災害時避難行動要支援者支援マニュアルに基づいた支援体制を整備します。  
また、地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障がい者に対する防犯知識及び災害時における障がい者への援助に関する知識の普及に努めます。
- 「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」に基づき、避難行動要支援者を日頃から地域で見守るとともに、災害時には迅速な避難行動がとれる体制の強化を図ります。  
支え合い活動対象者名簿に基づく、個別避難計画の作成や障がい特性に応じた避難場所の整備を図っていきます。
- ボランティアセンターの設立に伴い、『地域内でのちょっとした困りごと』など、ボランティアに対するニーズと登録ボランティアとのコーディネート機能を強化し、地域の中でお互いに支え合う体制づくりに努めます。



## 施策・事業

### ① 避難行動要支援者台帳の活用

避難行動要支援者台帳の定期的な加除・修正及び台帳への登録意思の確認を毎年度実施しています。「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」により、関係機関と情報を共有し、災害時に適切な支援が実施できる体制づくりを推進しています。

また、地域の実情に合わせ、対象者の要件見直しを検討すると共に、障がい特性に応じた避難場所の整備を図ります。

### ② 避難行動要支援者に対する支援体制の確立

「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」に基づき、地域の実情に合わせ、日常における避難行動や安全確保のためのマニュアル作成、地域での見守り活動などの体制を整備しています。

避難行動要支援者台帳については、自治会や民生委員に台帳を提供し、地域での見守り活動を実施しています。

### ③ 地域の見守り体制の推進

平常時から見守り体制を構築することで、非常時の支援に対して備えるとともに、地域内での孤立の防止を図っています。

### ④ 防災訓練への障がい者の参加促進

地域住民との交流の意味も含め、防災訓練への障がい者の参加を呼び掛けるとともに、自治会と連携して地域の防災訓練にも参加を促進します。また、障がい者を対象に防災に関するアンケートを実施し、防災に関する意識調査を行います。

### ⑤ 災害時のボランティア受け入れ体制の確立

災害時の障がい者への支援について、芳賀町社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受け入れからコーディネートなど迅速な対応が図れるようにしていきます。

芳賀町社会福祉協議会では令和元年度にマニュアルを作成、令和2年度に運営訓練を実施しました。今後、スタッフの育成に力を入れていきます。

### ⑥ 緊急時の情報提供体制の充実

防災行政無線、芳賀チャンネル、地域の見守り支援者などを通じ、情報を提供しています。視覚障がい者や聴覚障がい者に情報を提供するため、どのような工夫ができるか検討していきます。

### ⑦ 地域内でのボランティアによる生活支援の充実

障害福祉サービス等では対応できない生活上のちょっとした困りごとの対応など、ボランティアのニーズを把握し、登録ボランティアの活動に繋げています。

#### (4) 交通・移動手段の確保

##### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 芳賀町では、公共交通が少なく、自力での移動手段を持たない障がい者にとっては、家族に頼る部分が多いのが現状です。
- 今回の障がい者アンケート調査によると、外出するとき困ることについて「公共交通機関が少ない(ない)」が30.3%と最も多くなっています。
- 移動支援サービスの利用促進や障がいへの理解などを図り、ハード(施設等)とソフト(支援、心配りなど)の両面から、障がい者が気兼ねなく安心して外出できる環境づくりに取り組むことが必要です。

##### 今後の方向性

- 障がい者の移動を支援するため、福祉タクシー券の利用促進や「ひばりタクシー」、福祉有償運送を活用し、障がい者が地域社会へ積極的に参加していくための移動支援体制の充実に努めます。

##### 施策・事業

#### ① 障がい者の通行に配慮した道路整備の推進

歩道における十分な幅員の確保、段差の解消などのバリアフリー化とともに、休憩場所の設置など、障がい者の通行に配慮した施設整備を推進しています。

#### ② 視覚障害者用信号機の設置

必要な場所への視覚障害者用信号機(音声信号機など)の設置など、県への要請を行っています。

#### ③ おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

障がい者用の駐車スペースを必要とする障がい者に、県が実施する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」の利用を促進し、駐車スペースの確保・運用を図っています。利用場所については、役場の担当窓口にて配布しています。

事業の周知と利用促進に努め、芳賀町内の公共施設についても、おもいやり駐車スペースの確保に努めていきます。

#### ④ 障がい者に配慮したバス車両の導入促進

障がい者の利便性向上を図るため、超低床バス(ノンステップバス)の導入などの取り組みを、公共交通機関へ要請しています。

**⑤ デマンド交通「ひばりタクシー」の運行**

デマンド交通「ひばりタクシー」は利用者のニーズに対応し、運行ルートの改善や増便などの検討とともに、新たな交通システムを検討しています。

地域の基幹病院である芳賀赤十字病院や芳賀中央病院への運行ルートを追加しました。今後も運行ルートの改善を検討していきます。

**⑥ 福祉タクシー**

町内に住所のある65歳以上の高齢者のみの世帯や、一定の障がいがある方を対象にタクシー利用券を交付しています。通院などのためにタクシーを利用する場合、その費用の一部を助成します。地域の公共交通の実情にあった運用を図り、制度を周知して事業の利用を促進していきます。

**⑦ 社会参加促進事業（身体障害者用自動車改造費助成事業）**

（再掲）

身体障がい者の就労活動及び日常生活緩和を支援するため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に対応するように改造することを目的に助成しています。

障がい者の方の移動手段の確保のため、制度を周知し、事業の利用を促進していきます。

## 4. いきいきと楽しく暮らすために

### (1) 就労支援

#### 現状と課題

##### 施策概要と現状

- 障がい者の一般企業への就労は依然厳しく、令和元年度の栃木労働局調査によれば、県の民間企業の実雇用率は2.07%と全国平均(2.11%)を下回っています。(全国43位)
- 今回の障がい者アンケート調査によれば、2割強の方が今後、収入を得る仕事をしたいと回答しています。また、就労に必要な条件として「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(35.2%)に次いで「通勤手段の確保」が26.0%となっており、交通機関や移動手段の整備、確保が必要となっています。
- 就労支援サービスの利用提供を継続しながら、雇用へ繋ぐ支援が必要です。

##### 今後の方向性

- 障がい者の就労には雇用する企業を増やすことに加え、専門的な知識や技術とともに、基礎となるコミュニケーション能力や社会人マナーを獲得できるような指導支援が必要です。県のハローワークとの連携を進め、職場適応訓練やジョブコーチ制度の情報提供を進めていきます。
- 企業には、特定求職者雇用開発助成金等の支給支援をハローワークとともに推進していきます。就労移行支援事業所と企業との連携を図ることで、正規雇用の機会づくりを目指します。

#### 施策・事業

##### ① ハローワークの就労相談

県と連携し、相談者にハローワークの情報を提供しています。今後もハローワークの出張面談の積極的な実施など、連携を強化していきます。

##### ② 障がい者雇用拡大

県と協働し、企業への理解促進を図っており、公共機関にはより協力を求めています。県東圏域における自立支援協議会において、障がい者雇用拡大に向けた協議を進めており、今後も企業へのアプローチ方法などを検討し、障がい者雇用拡大を図っていきます。

##### ③ ジョブコーチ制度普及啓発

県と協働連携しジョブコーチ制度(※)の利用促進を図っています。ジョブコーチまで繋がるのが少ないのが現状であるため、制度を周知し必要な方が利用できるよう工夫していきます。

※「ジョブコーチ制度」とは

職場適応援助者(ジョブコーチ)が一定期間事業所などを訪問、もしくは社内に在籍することにより障がい者が職場に適應し、いずれは事業主が主体となって障がい者の雇用管理ができる体制(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことをめざしています。

## ④ 就労支援サービス

事業を周知し、就労支援サービスの利用促進に努めていきます。また、事業所及び利用者が減少している就労移行支援事業について、今後の方針を検討していきます。

## (2) 地域交流促進

## 現状と課題

## 施策概要と現状

- 障がい者が参加しやすい地域活動やスポーツ活動が少ない状況です。
- 芳賀町社会福祉協議会が開催する、ふれあい運動会やふくし祭りなどは、多くの障がい者が参加しています。健常者の方も多く参加していますが、参加者が固定化しており、新規の参加者の確保が必要となっています。
- 障がいを理由に、社会参画や外出機会を失っている人がいることから、障がいのある人もない人も参加できる地域の居場所づくりに取り組むことが必要です。
- 障がい者の中には、介助や特別な配慮が必要な場合もあり、地域の行事などでは参加を促進する対策を実施するまでには至っていないこともあります。

## 今後の方向性

- ふれあい運動会・町民祭・地域でのお祭りやイベントなど、参加しやすい状況を促進するため、声掛けや個別案内などの工夫と内容の検討が必要です。
- イベント時のみならず、日常において参加する人も運営する人も楽しむことができる、居場所づくり事業を推進します。

## 施策・事業

## ① 地域行事への障がい者の参加促進

地域住民への障がいについての理解促進のため、広報などへの掲載を行うとともに、障がい者が参加しやすい地域行事となるよう支援していきます。また、講演会などを実施し啓発活動をしていきます。

## ② ふれあい運動会

芳賀町社会福祉協議会との連携により、内容の充実と健常者の参加促進を図っています。

## ③ スポーツ大会参加促進

芳賀町社会福祉協議会との連携により、スポーツ大会の情報提供と参加への支援を行っています。

④ 体育施設の整備と利用促進

歩行環境の改善など、障がい者が利用しやすい施設整備を進め、バリアフリー化の実現を検討しています。

⑤ 生涯学習講座の開設

障がい者のニーズを把握したうえで、生涯学習課と協働し、参加しやすい内容の講座の開設を検討しています。

⑥ 地域の居場所づくり事業の推進

参加する人も運営する人も楽しむことができる、地域の居場所づくりについて関係する団体などと協力連携し整備を進めています。家族会など、居場所の拡充を図っていきます。精神障がい者を対象に居場所事業である「あすなるカフェ」を月1回、実施中です。

## 第6章 障害福祉サービスの量の見込みと確保方策

### 1. 計画の具体的な目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ●国の基本方針

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

#### ○第5期の実績と第6期の目標

第5期 目標	平成28年度末の施設入所者数	20人
	①地域生活移行者数	1人
	②令和2年度末の施設入所者数	19人
第5期 実績	①地域生活移行者数	1人
	②令和元年度末の施設入所者数	19人
第6期 目標	①地域生活移行者数	2人
	②令和5年度末の施設入所者数	18人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 地域生活移行者数は、令和元年度末の施設入所者数×6%（小数1位切り上げ）

※3 令和5年度末の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者数×98.4%（小数1位切り上げ）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本方針

①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。

※以下は県の取組事項

②精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を令和5年度において316日以上とする。

③令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として算定する。

④精神病床からの早期退院率を令和5年度において以下の目標値とする。

- ・入院後3カ月時点での退院率 69%以上
- ・入院後6カ月時点での退院率 86%以上
- ・入院後1年時点での退院率 92%以上

○第5期の実績と第6期の目標

①協議の場の開催

第5期 目標	令和2年度末までに芳賀地区自立支援協議会に協議の役割を付与します。
第5期 実績	芳賀地区自立支援協議会に協議の役割を付与するとともに、芳賀地区圏域の市町村・事業所等と連携を図りながら事業推進していく必要があるため、令和2年度に芳賀地区自立支援協議会に協議の場を設置。
第6期 目標	芳賀地区自立支援協議会における保健・医療・福祉関係者等による協議の場を、年1回以上開催します。

②精神障がい者の地域移行支援等の利用促進

第6期 目標	令和5年度末の精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	令和5年度末の精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
	令和5年度末の精神障がい者の共同生活援助の利用者数	14人
	令和5年度末の精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人



## (3) 福祉施設から一般就労への移行等【一部新規】

## ●国の基本方針

## ①令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。

また、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業に係る移行者数を

- ・就労移行支援事業は、令和元年度の移行実績の1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業は、令和元年度の移行実績の1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業は、令和元年度の移行実績の1.23倍以上

## ②就労定着支援事業は、令和5年度中に就労移行支援事業で一般就労に移行した人の70%が利用

## ③就労定着支援事業の就労定着率

- ・就労定着支援事業所のうち70%を就労定着率が80%以上とする

## ○第5期の実績と第6期の目標

## ①福祉施設から一般就労への移行

第5期 目標	平成28年度末の一般就労移行者数	1人
	令和2年度末の一般就労移行者数	2人
第5期 実績	令和元年度末の一般就労移行者数	1人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	4人

## ・就労移行支援事業

第5期 目標	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	2人
	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	3人
第5期 実績	令和元年度末の就労移行支援事業の利用者数	3人
	上記のうち一般就労移行者数	1人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	2人

## ・就労継続支援A型事業

第5期 実績	令和元年度末の就労継続支援A型事業の利用者数	5人
	上記のうち一般就労移行者数	0人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	1人

## ・就労継続支援B型事業

第5期 実績	令和元年度末の就労継続支援B型事業の利用者数	40人
	上記のうち一般就労移行者数	0人
第6期 目標	令和5年度末の一般就労移行者数	1人

②就労定着支援事業

第5期 実績	令和元年度末の就労定着支援事業の利用者数	0人
	上記のうち一般就労移行者数	0人
第6期 目標	令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数	1人

③就労定着支援事業の就労定着率

第5期 実績	令和元年度末の就労定着支援事業所数	0事業所
	上記のうち就労定着率が80%以上の事業所数	0事業所
第6期 目標	令和5年度末の就労定着支援事業所数	1事業所
	上記のうち就労定着率が80%以上の事業所数	1事業所

(4) 地域生活支援拠点等の整備

●国の基本方針

- ①令和元年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能充実のため年1回以上、運用状況の検証及び検討を行う。

○第5期の実績と第6期の目標

第5期 目標	関東圏域で整備を目指し、自立支援協議会の定例会などを通じて圏域の構成市町村と連携を図りながら整備を推進します。	
第5期 実績	平成30年度に関東圏域で整備。 ・拠点事業所等の数（令和2年度末） 4事業所 ・検証及び検討の回数（令和2年度） 1回	
第6期 目標	関東圏域で整備されており、今期も同様の体制を確保するとともに、その機能充実と連携体制の強化に取り組みます。	4事業所
	機能充実に向けた検証及び検討を実施します。	年1回以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【一部新規】

<p>●国の基本方針</p> <p>①児童発達支援センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末までに、少なくとも1か所以上設置</li> </ul> <p>②保育所等訪問支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</li> </ul> <p>③主に重症心身障害児のサービス事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保</li> </ul> <p>④医療的ケア児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末までに、関係機関の協議の場及びコーディネーターを配置</li> </ul> <p>⑤発達障害者等に対する支援（※活動指標の設定）</p> <p>※以下は県の取組事項</p> <p>⑥難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保</li> </ul>
--

○第5期の実績と第6期の目標

①児童発達支援センターの設置

第5期 目標	令和2年度末までに、各市町村に少なくとも一箇所以上設置。（市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置でも可）
第5期 実績	未達成
第6期 目標	事業所が少なく単独での設置が難しいため、県東圏域での設置を検討中。

②保育所等訪問支援の充実

第5期 目標	令和2年度末までに、すべての市町村において、利用できる体制を構築する。
第5期 実績	未達成
第6期 目標	事業所が少なく単独での設置が難しいため、県東圏域での設置を検討中。

③主に重症心身障がい児のサービス事業所の確保

・児童発達支援事業所

第5期 目標	令和2年度末までに、各市町村に少なくとも一箇所以上設置。
第5期 実績	未達成
第6期 目標	事業所が少なく単独での設置が難しいため、県東圏域での設置を検討中。

・放課後等デイサービス事業所

第5期 目標	令和2年度末までに、各市町村に少なくとも一箇所以上設置。
第5期 実績	未達成
第6期 目標	事業所が少なく単独での設置が難しいため、県東圏域での設置を検討中。

④医療的ケア児支援

・関係機関の協議の場

第5期 目標	平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等が連携を図る場の設置をする。(市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での圏域設置でも可)
第5期 実績	県東圏域で設置済
第6期 目標	協議を継続し、関係機関の連携を図る。

・医療的ケア児等コーディネーターを配置

第6期 目標	芳賀郡障害児者相談支援センターに設置済。
--------	----------------------

⑤発達障害者等に対する支援

第6期 目標	令和5年度末のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人
	令和5年度末のペアレントメンターの人数	1人
	令和5年度末のピアサポートの活動への参加人数	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

●国の基本方針

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保(基幹相談支援センター等で実施)

- ①総合的・専門的な相談支援
- ②地域の相談支援体制の強化

○第6期の目標

①総合的・専門的な相談支援

第6期 目標	基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。	有り
--------	---	----

②地域の相談支援体制の強化

第6期 目標	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	1件
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件
	相談機関との連携強化の取組みの実施回数	1回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築【新規】

●国の基本方針

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築

- ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及びその結果の活用
- ③指導監査結果の関係市町村との共有

○第6期の目標

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

第6期 目標	県が実施する障害福祉サービスに係る研修への職員参加人数	1人
--------	-----------------------------	----

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

第6期 目標	事業所や関係自治体等と共有する体制	有り
	分析結果を活用・共有する会議等の回数	1回

③指導監査結果の関係市町村との共有

第6期 目標	事業所や関係自治体等と共有する体制	有り
	監査結果を活用・共有する会議等の回数	1回

## 2. 障害福祉サービス等の体系

### 障害者総合支援法

障害者自立支援給付事業
訪問系サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護（ホームヘルプ）</li> <li>・重度訪問介護</li> <li>・同行援護</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> </ul>
日中活動系サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・自立訓練（機能訓練）</li> <li>・自立訓練（生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援 A 型</li> <li>・就労継続支援 B 型</li> <li>・就労定着支援</li> <li>・療養介護</li> <li>・短期入所（福祉型・医療型）</li> </ul>
居住系サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> <li>・施設入所支援</li> <li>・宿泊型自立訓練</li> </ul>
相談支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援</li> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援</li> </ul>

地域生活支援事業
必須事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理解促進研修・啓発事業</li> <li>・自発的活動支援事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> <li>・成年後見制度法人後見支援事業</li> <li>・意思疎通支援事業</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・手話奉仕員養成研修事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・地域活動支援センター事業</li> </ul>
任意事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時支援</li> <li>・訪問入浴サービス</li> <li>・自動車改造費用助成事業</li> </ul>

### 児童福祉法

障害児通所支援等
障害児通所事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援</li> <li>・医療型児童発達支援</li> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・保育所等訪問支援</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援</li> </ul>
障害児相談支援
医療的ケア児等コーディネーター

### 3. 障害者自立支援給付事業

障害者等を支援するサービスとして、訪問系サービスの居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、日中活動系サービスの生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所、居住系サービスの自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練等があります。これらのサービスは、障害支援区分によって受けられる給付が決定される介護給付、障害支援区分に関わらずサービス内容に適合すれば給付が受けられる訓練等給付に分けられ、さらに補装具の支給等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

#### （1）訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

#### ■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅等にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。日常的に同サービスを利用する重度の障がい者の支援のため、入院中の医療機関においても利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、利用者のニーズを的確に医療従事者へ伝達する等の支援も行うことができるように、訪問先が医療機関にまで拡大されています。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

■サービス量の見込み

共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

①訪問系サービス

（実利用者数：人／月、サービス量：時間／月）

第5期の見込み・実績	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	20人	22人	21人	24人	22人	22人
重度訪問介護						
同行援護	300時間	447時間	315時間	483時間	330時間	526時間
行動援護						
重度障害者等包括支援						
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
居宅介護	24人		26人		28人	
重度訪問介護						
同行援護	550時間		590時間		630時間	
行動援護						
重度障害者等包括支援						

【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業所から聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

今後も、近隣市町村の事業所を含め、必要なサービス提供体制を確保し、利用者の希望に即したサービス提供を図ります。



## (2) 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

## ■サービスの内容

サービス名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする方に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（18か月以内）行います。
③自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間（24か月以内）行います。
④就労移行支援	一定期間（24か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労継続支援（A型）	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
⑥就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑦就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑧療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。
⑨短期入所	介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない場合、施設への短期間の入所が必要な障がい児者に、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

■サービス量の見込み

共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

①生活介護

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	33人	36人	34人	36人	35人	35人
	660人日	658人日	680人日	702人日	700人日	662人日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	39人		41人		43人	
	760人日		790人日		820人日	

【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業所から聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者のニーズや事業所の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。

②自立訓練（機能訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	1人	2人	1人	2人	0人
	20人日	9人日	40人日	18人日	40人日	0人日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	
	20人日		20人日		20人日	

【見込みと確保】

サービス見込量については、現在の利用者数や近隣の事業所数、事業者から聴取した利用者のニーズを踏まえて、横ばいで見込みました。

サービス提供事業者に対しては、個々の障がい状況等に留意し、利用者の意向に応えるサービス提供を促します。

## ③自立訓練（生活訓練）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2人	0人	2人	0人	2人	0人
40人日	0人日	40人日	0人日	40人日	0人日	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	
	20人日		20人日		20人日	

## 【見込みと確保】

直近の3年間で利用実績はありませんが、過去の実績から潜在的なニーズを考え、同数での推移で見込みました。

サービス提供事業者に対しては、個々の障がい状況等に留意し、利用者の意向に配慮するサービス提供を促します。

## ④就労移行支援

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	5人	1人	3人	2人	1人
22人日	62人日	22人日	40人日	44人日	9人日	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	
	38人日		38人日		38人日	

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、2年間の利用期間の限度が規定されているサービスであることから、新規利用と支給終了の両方を見込んだ上で算出しました。

今後もサービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズや事業者の動向等を把握しながらサービス提供体制の確保を図り、就労移行支援事業の利用を促進します。さらに、サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関し総合的に支援します。

## ⑤就労継続支援（A型）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	5人	4人	6人	5人	7人	5人
100人日	72人日	120人日	83人日	140人日	90人日	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	5人		5人		5人	
	90人日		90人日		90人日	

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業所から聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、同数での推移で見込みました。

今後もサービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。さらに、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉就労に関する総合的な支援を図ります。

## ⑥就労継続支援（B型）

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	40人	44人	41人	42人	42人	42人
800人日	775人日	820人日	773人日	840人日	786人日	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	43人		44人		45人	
	800人日		820人日		840人日	

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業所から聴取した利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

今後もサービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。さらに、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉就労に関する総合的な支援を図ります。

## ⑦就労定着支援

(実利用者数：人/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	- 人	0人	- 人	0人	- 人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

## 【見込みと確保】

近年、新設されたサービスであり、サービス見込量については、就労移行支援を利用して一般就労に移行した方が利用すると想定するとともに、一般就労における課題解決を支援し、さらなる就労定着の推進を図るため、同数での推移で見込みました。

サービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズや事業所の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。

## ⑧療養介護

(実利用者数：人/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	6人	6人	6人	6人	6人	6人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	6人		6人		6人	

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績、近隣の事業所数、医療的ケアが必要なサービスであることなどを踏まえて、同数での推移で見込みました。

今後も必要なサービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズの把握に努め、医療機関との連携を図ります。

⑨短期入所（福祉型・医療型）（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3人	8人	3人	7人	3人	4人
	30人日	34人日	30人日	49人日	30人日	59人日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		5人		6人		7人
		65人日		70人日		75人日

【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、利用者のニーズなどを踏まえて、増加傾向で算出しました。

サービス利用が伸びていることから、今後もサービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

居住の場を支援するサービスとして、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、宿泊型自立訓練があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する方を対象に、一定の期間にわたり、利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
②共同生活援助（グループホーム）	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて食事等の介護も行います。
③施設入所支援	夜間に介護が必要な方や自立訓練・就労移行支援等を利用している障がい者で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。
④宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

## ■サービス量の見込み

## 共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

## ①自立生活援助

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	- 人	0人	- 人	0人	- 人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		1人		1人		1人

## 【見込みと確保】

近年、新設されたサービスであり、これまでの利用実績はありませんが、国の基本方針における地域生活への移行促進、施設入所者数削減の目標と精神障がい者の地域移行支援等の利用促進を踏まえ、増加傾向で見込みました。

サービスを持続的に提供できるように、利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービス提供体制の確保を図ります。

## ②共同生活援助（グループホーム）

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	20人	21人	21人	22人	22人	21人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		25人		27人		29人

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、利用実績を踏まえるとともに、今後、入院中の精神障がい者や施設入所者の地域生活への移行のための取り組みがさらに推進され、グループホームの必要性が高まることが予想されるため、増加傾向で見込みました。

障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がい者や精神障がい者の意向を十分把握したうえで、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を図ります。

③施設入所支援

(実利用者数：人/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	18人	19人	18人	20人	17人	19人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	19人		19人		18人	

【見込みと確保】

サービス見込量については、国の基本方針における地域生活への移行促進と施設入所者数削減の目標を踏まえ、減少傾向で見込みました。

施設入所支援については、多くの利用者が町外施設を利用している現状を踏まえ、県や他市町村と連携しながら、広域的な視点からのサービス提供の確保を図ります。

④宿泊型自立訓練

(実利用者数：人/月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	-人	0人	-人	0人	-人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

【見込みと確保】

過去3年間で利用実績はありませんが、潜在的なニーズを考え、増加傾向で見込みました。

今後は利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービス提供体制を検討します。



## (4) 相談支援

計画的な支援を必要とする障がい者を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

### ■サービスの内容

サービス名	内容
①計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
②地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
③地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。

### ■サービス量の見込み

#### 共通事項

- 令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- 1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

#### ①計画相談支援

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	20人	91人	15人	92人	15人	83人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	93人		94人		95人	

#### 【見込みと確保】

サービス見込量については、ほとんどの障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用することから、サービスの利用者数の見込みをもとに、増加傾向で見込みました。

障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実を図ります。

## ②地域移行支援

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、国の基本方針における地域生活への移行促進と精神障がい者の地域移行支援等の利用促進を踏まえ、利用者を見込みました。

これまでの利用実績はありませんが、精神科病院からの退院者等に対し、計画的な支援を提供するため、基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実を図ります。

## ③地域定着支援

(実利用者数：人／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、国の基本方針における地域生活への移行促進と精神障がい者の地域移行支援等の利用促進を踏まえるとともに、地域移行支援利用者が併せて利用することが考えられるため、地域移行支援の利用者数も勘案して見込みました。

これまでの利用実績はありませんが、地域移行支援の利用者に対し、計画的な支援を提供するため、基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実を図ります。

## 4. 地域生活支援事業

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

### (1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業には、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

#### ■サービスの内容

サービス名	内容
①理解促進研修・啓発事業	障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。
②自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
③相談支援事業	障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。
④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。
⑤意思疎通支援事業	聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
⑥日常生活用具給付等事業	障がい者等が日常生活に必要な以下の用具の給付を行います。
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具

サービス名		内容
	排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具
	住宅改修費	居宅生活の動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具
⑦手話奉仕員養成研修事業		意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話を習得するための講習を行います。
⑧移動支援事業		屋外での移動に困難がある障がい者（児）に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。
⑨地域活動支援センター事業		障がい者等の生産活動や創作活動の支援を目的に設置された施設です。 I型：専門職員精神保健福祉士などを配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかわる普及啓発などを行います。（対象者・規模：利用人員20以上） II型：地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。（対象者・規模：18歳以上の障がい者・利用人員20以上） III型：創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。（対象者・規模：障がい者・利用人員10以上）

■サービス量の見込み

共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

①理解促進研修・啓発事業

(回／年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	- 回	0回	- 回	0回	- 回	1回
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		1回		1回		1回

【見込みと確保】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、職員研修を中止にしましたが、今後も、地域の住民等を対象に、障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。

## ②自発的活動支援事業

(実施団体/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	2団体		2団体		2団体	

## 【見込みと確保】

障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような自発的な取り組みを支援します。

障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動を、今後も継続して支援するとともに、関係団体等の活動のさらなる活性化を支援します。

## ③相談支援事業

(実施か所/年、件/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1か所		1か所		1か所	
障害者相談支援事業	1か所		1か所		1か所	
地域自立支援協議会	1か所		1か所		1か所	

## 【見込みと確保】

町内1か所(圏域では10か所)で相談支援事業を実施しており、引き続き、事業所との連携を図り、支援の充実を図ります。

芳賀地区自立支援協議会において、関係者が地域の課題についての情報を共有します。

## ④成年後見制度利用支援事業

(人/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	- 人	0人	- 人	1人	- 人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	0人		0人		1人	

## 【見込みと確保】

成年後見制度の利用について、申立てに要する費用や後見人報酬等の全部又は一部を助成します。利用者数は少ないですが、成年後見制度による保護・援助が必要と認められる障がい者に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護の推進を図ります。

成年後見制度及び利用支援事業の周知を図るとともに、必要な情報を提供します。

## ⑤意思疎通支援事業

(件、人/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1件	2件	1件	0件	1件	0件
手話通訳者設置事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1件		1件		1件	
	0人		0人		0人	

## 【見込みと確保】

手話通訳者及び要約筆記者奉仕員の派遣については、講演会の聴講や会議及び各種教室棟への参加のために利用されています。潜在的な利用希望者がいることも踏まえ、事業の周知を拡大し対象者の把握に努めるとともに、さらなる利用促進を図ります。

## ⑥日常生活用具給付等事業

(件/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
介護・訓練支援用具	- 件	0 件	- 件	1 件	- 件	0 件
自立生活支援用具	- 件	1 件	- 件	0 件	- 件	1 件
在宅療養等支援用具	- 件	0 件	- 件	0 件	- 件	0 件
情報・意思疎通支援用具	- 件	2 件	- 件	0 件	- 件	1 件
排泄管理支援用具	- 件	314 件	- 件	326 件	- 件	338 件
住宅改修費	- 件	0 件	- 件	1 件	- 件	0 件
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
介護・訓練支援用具		1 件		1 件		1 件
自立生活支援用具		1 件		1 件		1 件
在宅療養等支援用具		0 件		0 件		0 件
情報・意思疎通支援用具		1 件		1 件		1 件
排泄管理支援用具		350 件		362 件		374 件
住宅改修費		1 件		1 件		1 件

## 【見込みと確保】

重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。

日常生活用具の必要な障がい者への事業内容を周知するとともに、用具がスムーズに提供できるように事業者等に働きかけ、サービス提供の確保を図ります。

## ⑦手話奉仕員養成研修事業

(人/年)

第5期の 見込み・実績値 (研修修了者)	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	- 人	0 人	- 人	0 人	- 人	0 人
第6期の見込み (研修修了者)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		0 人		0 人		1 人

## 【見込みと確保】

本町において意思疎通支援の担い手となる人材の育成に向け関係団体と連携を図り、手話奉仕員養成講習会の開催を検討します。

⑧移動支援事業

(実利用者数：人／月、サービス量：時間／月)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	- 人	10人	- 人	10人	- 人	11人
- 時間	729時間	- 時間	822時間	- 時間	609時間	
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	11人		12人		12人	
	710時間		780時間		880時間	

【見込みと確保】

令和2年度（年度末の見込値）は新型コロナウイルス感染症の影響等により、一部の事業所を除くと減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大前は、利用者数・利用時間ともに増加傾向にあったことから、今後の利用も増加と見込みました。

今後も引き続き、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。



## ⑨地域活動支援センター事業

(実施か所：か所／年、延利用者数：人／年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
町内センター利用	- か所	1 か所	- か所	1 か所	- か所	1 か所
	- 人	17 人	- 人	18 人	- 人	14 人
町外センター利用	- か所	0 か所	- か所	0 か所	- か所	0 か所
	- 人	0 人	- 人	0 人	- 人	0 人
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
町内センター利用	1 か所		1 か所		1 か所	
	15 人		16 人		17 人	
町外センター利用	- か所		- か所		- か所	
	- 人		- 人		- 人	

※人数は、登録者数×利用月数により算出

## 【見込みと確保】

町内センターについては、利用者数は同等で推移しています。地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援します。

自宅で過ごすことが多い障がい者が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほか様々な活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保します。

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として町が取り組んでいる事業には、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、自動車改造費用助成事業等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

■サービスの内容

サービス名	内容
①日中一時支援	在宅障がい児(者)を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。
②訪問入浴サービス	重度の障がいがあるため、介護事業所での入浴が困難な方に、移動入浴車による在宅での入浴サービスを行います。
③自動車改造費用助成事業	自動車改造の費用の一部を助成します。

■前期の実績値

共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年11月末時点の実績により算出した年度末の見込み値
- ・1か月分の実績(「人/月」、「時間/月」等)は、各年度年度末(3月利用分)の実績

(実利用人数：人/年、件数：件/年)

サービス名	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
日中一時支援	11人	10人	8人
訪問入浴サービス	0人	0人	0人
自動車改造費用助成事業	1件	0件	0件

①日中一時支援

(実利用者数：人/年、サービス量：日/年)

第5期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	-人	11人	-人	10人	-人	8人
		184日		165日		150日
第6期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		9人		10人		11人
		170日		190日		210日

【見込みと確保】

障がい者(児)とその家族のQOL(クオリティ・オブ・ライフ/生活の質)の向上、家族等の負担の軽減などを図るため、増加傾向で見込みを設定します。

## 5. 障害児通所支援等

障がい児等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

また、サービスの利用等において計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。

### (1) 障害児通所事業

障がい児の通所等を支援するサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等があります。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

#### ■サービスの内容

サービス名	内容
①児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
②医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
④保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■サービス量の見込み

共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績
- ・「人日」は、利用延べ人数（1か月あたりの実利用者数×1か月あたりの平均利用日数）

①児童発達支援

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	3人	1人	3人	1人	3人	1人
20人日	7人日	20人日	4人日	20人日	4人日	
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	3人		4人		6人	
	10人日		12人日		13人日	

【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業所から聴取した利用者のニーズなどを踏まえるとともに、幼児期等の一定の年齢期におけるサービス利用であることから、新規利用と支給終了の両方を勘案し、増加傾向で見込みました。

関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスを利用できるように、支援体制の充実を図ります。

また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるように、必要な情報を提供します。

サービス提供事業者に対しても、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。

②医療型児童発達支援

（実利用者数：人／月、サービス量：人日／月）

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	1人	1人	0人
0人日	0人日	0人日	2人日	150人日	0人日	
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	
	10人日		10人日		10人日	

【見込みと確保】

今後は利用者のニーズや事業所の動向などを把握しながら、サービス提供体制を検討します。

## ③放課後等デイサービス

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	18人	18人	19人	19人	20人	19人
	270人日	241人日	285人日	262人日	300人日	250人日
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	22人		25人		28人	
	290人日		320人日		350人日	

## 【見込みと確保】

サービス見込量については、平成29年度から令和元年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業所から聴取した利用者のニーズ等を踏まえるとともに、児童発達支援利用者が就学と同時に利用することが想定されることと、高等学校卒業による利用終了等も勘案し、増加傾向で見込みました。

障がい児対策の中心的なサービスとして、関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスを利用できるように、支援体制の充実を図ります。

また、保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるように、必要な情報を提供します。

サービス提供事業者に対しても、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実を図ります。

④保育所等訪問支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	2人日	0人日
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

【見込みと確保】

第1期計画期間（平成30年度～令和2年度）中の利用実績はありませんでした。今後は利用者のニーズや保育所等の動向などを把握しながら、サービス提供体制を検討します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

(実利用者数：人／月、サービス量：人日／月)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	0人日	0人日	0人日	0人日	2人日	0人日
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	0人		0人		0人	
	0人日		0人日		0人日	

【見込みと確保】

サービス見込量については、現在町内及び近隣市町村にサービス提供できる事業所がなく、これまでの利用実績はありませんでした。今後は利用者のニーズや保育所等の動向などを把握しながら、サービス提供体制を検討します。

## (2) 障害児相談支援

計画的な支援を必要とする障がい児を対象に、相談支援を行います。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

### ■サービスの内容

障害福祉サービスを申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。

### ■サービス量の見込み

共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

（実利用者数：人／月）

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	実績値	見込み	実績値
	18人	19人	19人	18人	20人	18人
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	26人		30人		35人	

### 【見込みと確保】

サービス見込量については、ほとんどの障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用することから、サービスの利用者数の見込みを基に、増加傾向で見込みました。

障害福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、必要なサービスの確保と充実を図ります。

### (3) 医療的ケア児等コーディネーター配置

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるように、コーディネーターを配置します。

サービスの内容、今後の見込みと確保方策については、次のとおりです。

#### ■サービスの内容

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるように、コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行います。

#### ■サービス量の見込み

##### 共通事項

- ・令和2年度の実績値は、令和2年9月末時点の実績により算出した年度末の見込値
- ・1か月分の実績（「人／月」、「時間／月」等）は、各年度年度末（3月利用分）の実績

(人／年)

第1期の 見込み・実績値	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	見込み	実績値	見込み	見込み	実績値	見込み
	0人	0人	0人	0人	1人	0人
第2期の見込み	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	1人		1人		1人	

#### 【見込みと確保】

地域における医療的ケア児等の支援のため、コーディネーターの安定的・継続的な配置を図ります。特に、児童発達支援センターや基幹相談支援センター等の地域の中心的な相談機関において、コーディネーターの確保を図ります。



## 第7章 計画の推進体制

### 1. 計画推進の評価・見直し

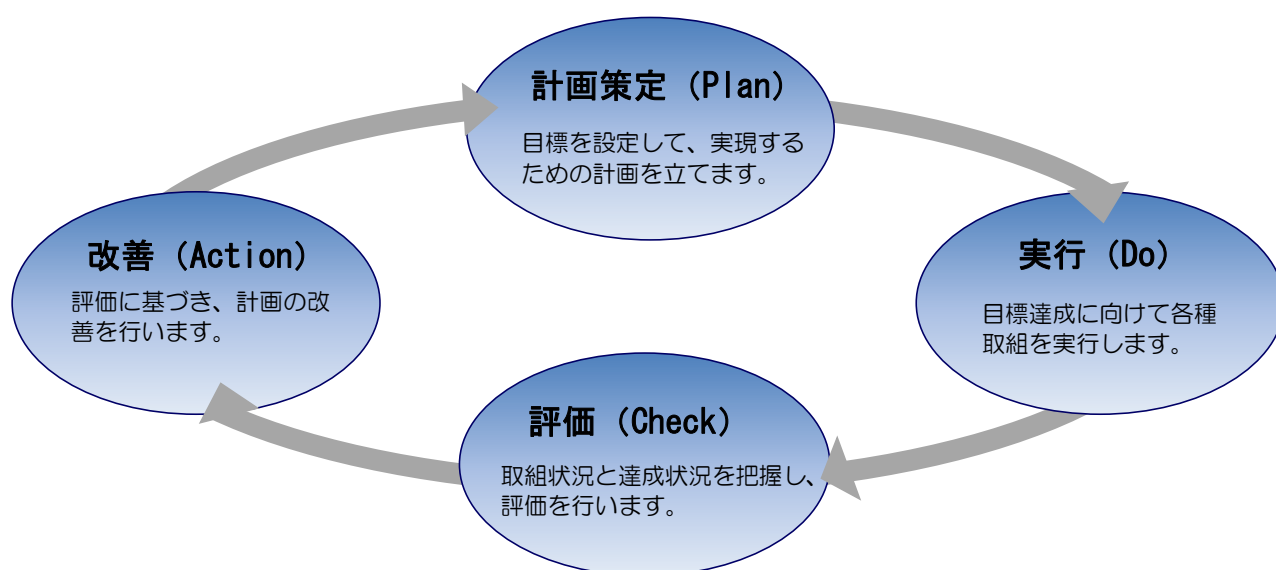
#### (1) 計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としてしています。

これらはPDCAサイクル（※）に沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

※「PDCAサイクル」とは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものとなります。



#### ○ 障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

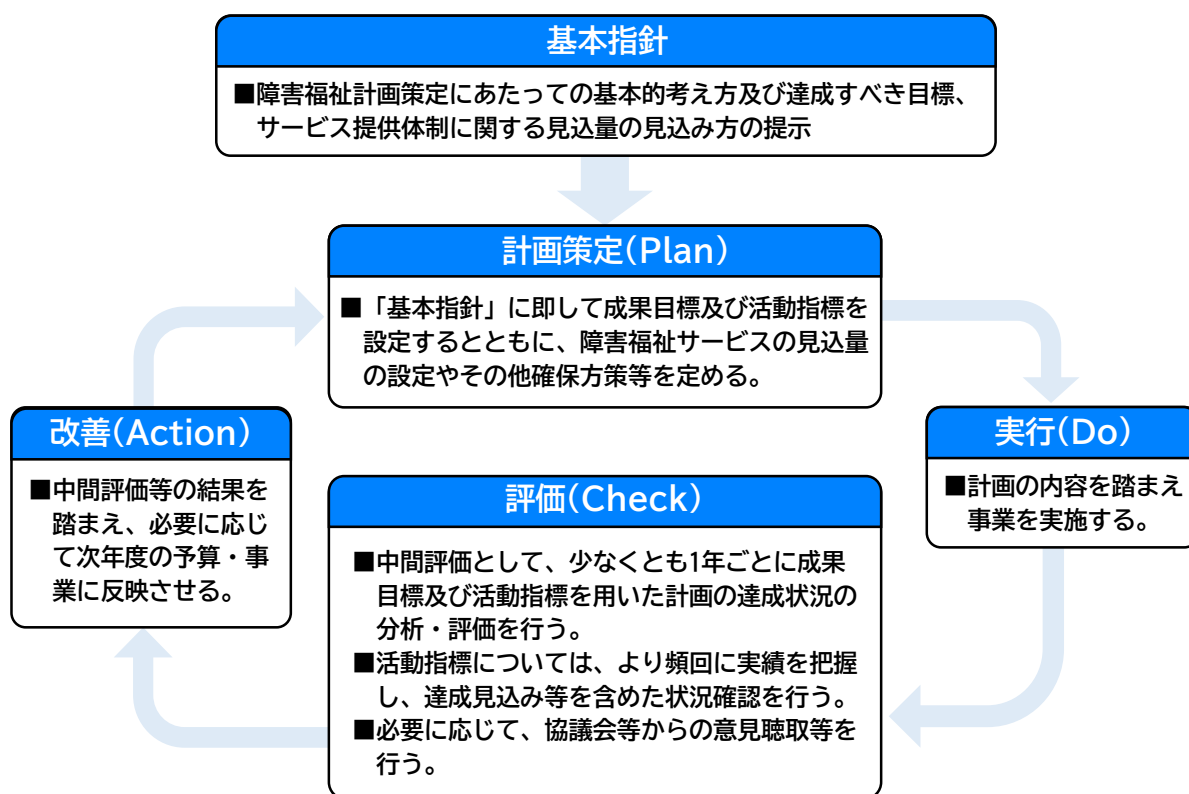
(2) 点検・評価結果の反映

芳賀町障害者福祉計画策定委員会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等施策に反映します。

特にサービス支給量の数的目標値を設定する障害福祉計画においては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。その上で、PDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。

○ 少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

○ 第6期芳賀町障がい者福祉計画においては、計画作成の段階において、障害者計画の基本指針に即すとともに地域の実情に応じた目標設定をします。



## 2. 計画の推進体制の確保

### (1) 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

### (2) 芳賀地区自立支援協議会との連携

本町では、真岡市、益子町、茂木町、市貝町と協同して「芳賀地区自立支援協議会」を設置しています。

自立支援協議会は、障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設け事業の円滑な推進を図ることを目的とされており、本計画における障害福祉サービスによる取組を推進するにあたり、協議会からの意見・提言等を踏まえ事業を実施します。

### (3) 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・企業に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

### (4) サービスの質の確保と経営基盤の安定化

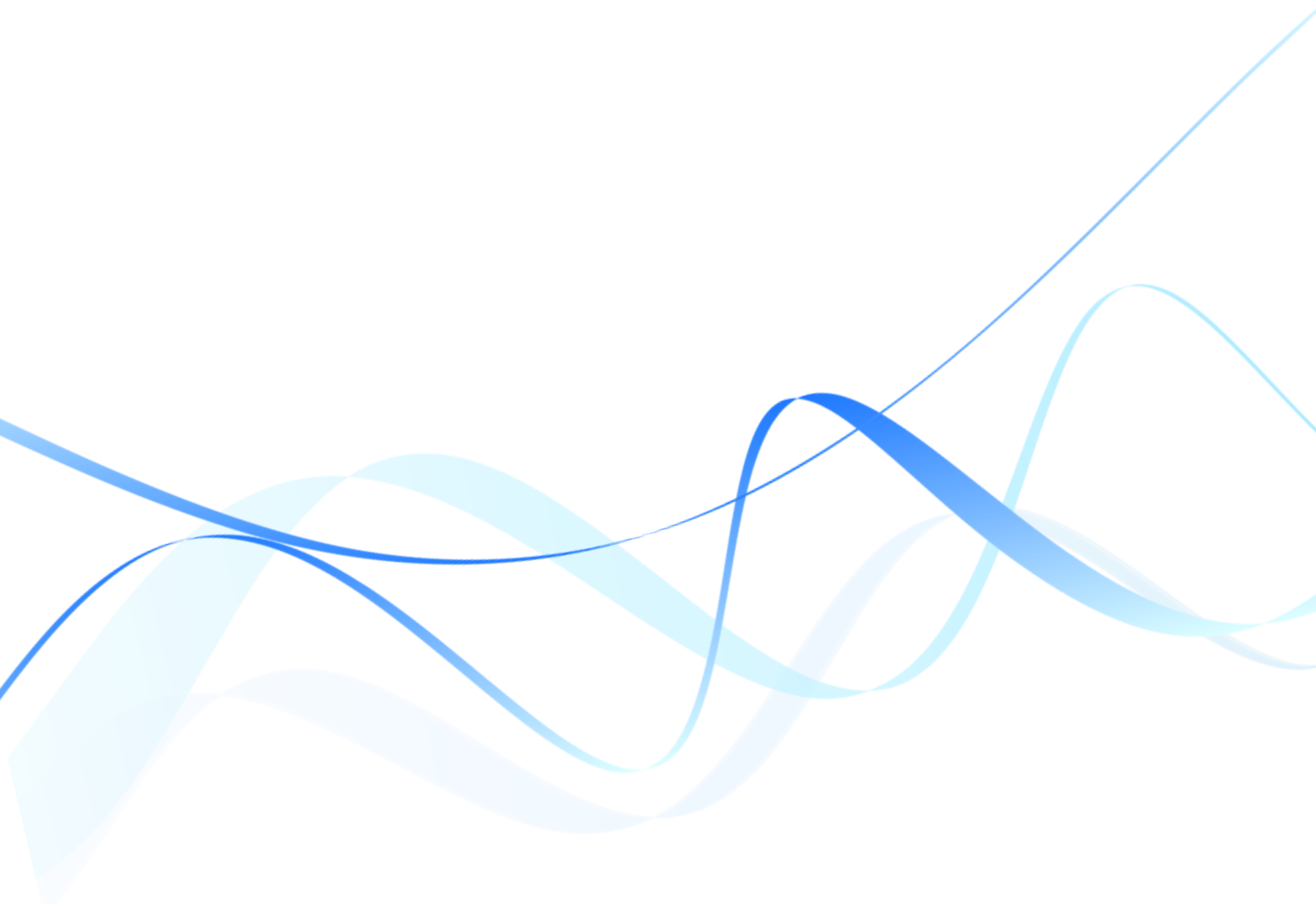
市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営に繋がります。

また、県の指定を受けた事業者についても県との連携を図り、質の確保に努めます。

なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障がい者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についてさらに検討を進めます。



# 資料



## 1. 芳賀町障害者計画等審議会規則

平成29年9月7日規則第28号

改正

令和2年3月26日規則第2号

芳賀町障害者計画等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芳賀町附属機関に関する条例（昭和51年芳賀町条例第6号）第3条の規定に基づき、芳賀町障害者計画等審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児福祉計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 利用施設の関係者
- (5) 利用者等の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 前条第2項第1号、第2号及び第3号の委員の任期はその職にある機関とし、第4号及び第5号の委員の任期はその要件を満たす期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 2. 芳賀町障害者計画等審議会委員名簿

選任区分	団体名及び肩書等	氏 名
町議会議員	芳賀町議会教育民生常任委員会 委員長	小林 一男
関係団体の代表者	芳賀町民生委員児童委員協議会 会長	井本 正司
関係機関の代表者	県東健康福祉センター 地域保健部健康支援課 部長補佐兼課長	田沼 かおり
	芳賀町社会福祉協議会 地域福祉係長	高津戸 健二郎
	芳賀郡障害児者相談支援センター センター長	石崎 智
利用施設の関係者	社会福祉法人益子のぞみの里福祉会 障害者支援施設 美里学園 施設長	志田 弘子
	社会福祉法人こぶしの会 第2けやき作業所 管理者	由水 洋平
利用者等の代表	芳賀町身体障害者福祉会 会長	阿久津 克美
	芳賀町手をつなぐ親の会 会長	綱川 明美

## 3. 芳賀町障がい者福祉計画策定経緯

年 月 日	内 容
令和2年 11月2日 ～11月20日まで	○福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向調査の実施
令和2年 12月23日	○第1回 第6期芳賀町障がい者福祉計画策定委員会 ①アンケート結果の報告及び現状分析について ②第6期芳賀町障がい者福祉計画の素案について
令和3年 2月5日	○第2回 第6期芳賀町障がい者福祉計画策定委員会 ①第6期芳賀町障がい者福祉計画の素案について
令和3年 2月15日～ 3月19日まで	○パブリックコメントの実施

※第2回第6期芳賀町障がい者福祉計画策定委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面開催といたしました。





## 第6期芳賀町障がい者福祉計画

(障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

---

発行年月:令和3年3月

発行:芳賀町

編集:芳賀町 健康福祉課

---

所在地:〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地

電話:028-677-1112

町ホームページ





芳賀町